

国土交通省所管独立行政法人の見直し当初案（9月13日ヒアリング分）

国土交通省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表…………… P. 1

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況…………… P. 10

見直し当初案整理表

交通安全環境研究所…………… P. 13

自動車検査…………… P. 28

海上技術安全研究所…………… P. 39

港湾空港技術研究所	P. 53
電子航法研究所	P. 64
海技教育機構	P. 75
航海訓練所	P. 88
航空大学校	P. 99
海上災害防止センター	P. 107

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	独立行政法人交通安全環境研究所		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	
独立行政法人交通安全環境研究所	研究業務	<p>【事業重点化、透明性の確保】 研究業務について、自動車型式審査、検査等に活用する安全・環境基準案の策定や、陸上交通等の安全・環境施策立案のための試験研究など、大学や民間の主体ではできない国の施策に直結したものに限定しているところではあるが、次期中期目標・計画においてもこれを確実に担保し、更なる重点化を推進する。</p>	<p>【事業実施主体の見直し】 研究業務について、基準案の策定や施策立案のための試験研究業務を行う唯一の独立行政法人として、大学や民間の主体ではできない国の施策に直結したものに確実に限定する。 なお、自動車型式審査、リコール技術検証については、高度な機密事項を含む資料の検証、中立的立場からの厳格な審査など業務の性格上民間の主体に委ねることが難しい。</p>
	自動車型式審査業務	<p>【基準策定、審査業務等に係る国際調和の一層の推進】 国際社会において、自動車の「安心・安全」の普及を実現しつつ、自動車メーカー等がより活動しやすい環境を作り出していくため、基準策定、審査業務に係る国際調和活動の一層の推進を図る。 また、我が国の優れた鉄道システムの国際標準化の推進に資するため、規格の国際調和活動に参画するとともに、国際規格への適合性評価(認証)に関する検討を進める。</p>	<p>【重複排除・事業主体の一元化】 研究業務について、所のミッション徹底や研究課題の事前評価(内部/外部)及び結果公表等を通じ、民間や他機関との重複を確実に排除する。また、客員研究員や任期付研究員の受入れや共同研究を引き続き積極的に行う。</p>
	リコール技術検証業務	<p>【自動車型式審査業務の信頼性確保、基準高度化対応】 審査項目の増加、基準・技術の高度化・複雑化等に対応しつつ、審査業務の信頼性を確保するため、技術スタッフの更なる能力向上、管理体制等の強化、施設整備等を進める。 【リコール技術検証業務の見直し】 高度化・複雑化する新技術や想定外使用による不具合等への対応、ユーザー目線に立った業務実施等の観点から、更に確実かつ迅速な対応を行うべく、所要の見直しを行う。 【自動車アセスメント事業の移管に係る検討】 独立行政法人自動車事故対策機構の事業仕分けにおいて、現在同機構が実施している自動車アセスメント事業の当研究所など他法人への移管が決定したことを踏まえ、所要の検討を進める。</p>	<p>【リコール技術検証業務体制の見直し】 業務の見直しに伴う業務実施体制の段階的な整備を進める。 【自動車アセスメント事業の移管に係る検討】 自動車アセスメント事業の移管に伴う業務実施体制のあり方について、所要の検討を進める。 【独立行政法人の抜本的見直し及び事業仕分けへの対応】 今後予定されている独立行政法人の抜本的見直しや事業仕分けの状況を踏まえ、事業、組織のあり方について更なる検討を行う。</p>
			<p>3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)</p> <p>【業務重点化、透明性の確保】 基準策定支援研究と行政執行事業とが同一組織内で併存・連携する、あるべき独法の一類型として、各部門間の業務連携の工夫、努力を行い、新技術の導入等に伴う業務内容の複雑化、高度化、業務量増加等に少数精鋭で効率的に対応する。 また、所のミッションを徹底するため、トップマネジメントにより、業務方針の明定化、所内評価、進捗管理、研究課題に係る外部有識者による事前・事後評価の実施及び結果公表などを実施し、事業重点化、効率化に係る内部統制の徹底及び透明性の確保に引き続き努める。 【保有資産の見直し】 今後も、減損会計の情報(保有目的、利用実績等)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握し、保有資産の有用性を検証していく。また、本来業務に支障がない範囲で外部利用を認め、施設の最大限の活用を図る。 【自己収入の増大】 研究業務にかかる自己収入については、すでに研究法人の中で非常に高い水準に達しているが、今後とも、国からの受託を中心に自己収入の拡大を着実に図る。 【アウトソーシングの拡大】 今後も、他の研究開発独法等の動向を踏まえつつ、アウトソーシングの活用による管理業務の効率化に努める。</p>

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		国土交通省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
自動車検査 独立行政法人	自動車検査業務	<p>【事務及び事業の戦略化・重点化】 ○自動車審査高度化施設を活用し、不正受検や不正改造の防止、リコールに繋がる不具合の抽出等に努める。 ○自動車に搭載されている自己診断装置を活用した審査方法等を検討する。 ○今後普及が予測される電気自動車・ハイブリッド自動車等の次世代自動車に対応した審査のあり方を検討する。 ○改造自動車の適確な審査体制を確立する。ユーザー車検等の審査内容の充実化を検討する。 ○不正改造車等を排除するため、国土交通省、警察等と連携し、街頭検査の充実を図る。</p> <p>【事務及び事業の合理化・適性化】 ○今後の業務量の変化を適確に把握した上で、事務所等毎の要員配置の見直しを実施し、効率的に業務運営を進める。 ○指定整備率の向上等による今後の業務量の傾向を見つつ、検査コース数の削減等を検討する。 ○行政事業レビュー・公開プロセス「自動車検査登録事務所等の施設の整備」のとりまとめ結果への対応を検討する際、検査法人の事務所等も合わせて検討する。</p> <p>【市場化テスト】 ○中央実習センターの管理・運營業務について、民間競争入札を実施する。 ○自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施する。さらに、平成24年度以降については、当該民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、全国への拡大を検討する。</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】 ○中央実習センターは専門的かつ高度な知見を必要とする検査職員のための教育施設であり、業務実施に欠くことはできないものである。 ○指定整備率の向上等による今後の業務量の傾向を見つつ、検査コース数の削減等を検討する。</p> <p>【事務事業実施主体の見直し】 国は道路運送車両法に基づき全ての自動車ユーザーに対して検査義務を課していることから、検査法人が行っている安全・環境基準への適合性の審査業務は全国一律に実施する必要があるとともに、指定整備工場では取扱いを拒否されることもある改造自動車や特殊な構造の自動車等に対する審査業務も行う必要があること、さらに、自動車重量税等の諸税、自賠責保険料、運転免許の種類等のあらゆる自動車関連諸制度の基礎となる車両の基本諸元等の確定業務を行っていることから、独立行政法人でなければ実施が困難な業務である。</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】 検査法人は、道路運送車両法に基づき、一台毎の自動車について安全・環境基準への適合性の審査及び車両の基本諸元等の確定業務を行う唯一の独立行政法人であり、重複はない。</p> <p>【非公務員化】 平成19年4月から非公務員化したところ。</p> <p>【主たる事務所の東京都区部外への移転】 主たる事務所(本部)の東京都区外への移転について、独立行政法人の見直しの動きも踏まえつつ検討する。</p>	<p>【保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)】 現在、不要資産に該当するものはないが、今後、必要に応じて適宜見直しを行う。</p> <p>【自己収入の拡大】 平成20年1月から、審査手数料の自己収入化を図ることにより、運営費交付金(国費)を大幅に削減したところである。</p> <p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】 ○人件費については、国家公務員に準じて人員削減(平成22年度において平成17年度に比べ5%以上削減)を行っており、平成22年度末に目標(871人→827人)を達成する見込みである。 ○収入支出管理を厳正に行っており、支出先及び用途の把握が確実にされている。 ○予算執行について、契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・見直しを行う等の取組を行っており、適切な予算執行の確保を図っている。</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】 独立行政法人評価委員会、契約監視委員会及び監事監査により事業の審査や評価を受けているが、当該評価結果については、ホームページで公表することで、対外的な透明性が確保されており、事業の実効性が向上するものとなっている。</p>

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		国土交通省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人 海上技術安全研 究所	研究業務	<p>【組織の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の抜本的見直し等の政府全体の議論を通じ、最大限の機能を発揮できる組織の在り方について検討 <p>【業務の重点化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新材料研究開発、CO2深海貯留の検討について平成19年度で廃止 ・産学官による検討委員会において役割分担・重複排除・連携の在り方等の検討を行い、業務の重点化・効率化等の取組を引き続き推進 <p>【自己収入の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な知的財産の取得の推進、民間からの受託研究の受託等に積極的に取り組むとともに、産学官による検討委員会において自己収入の拡大方法等を検討し、平成22年度比で1割拡大 	<p>【事務事業実施主体の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標において、「民間にできることは民間に委ねる」ことを明示しているところ。次期中期目標・中期計画においても引き続きその旨明記するとともに、行政事業レビューの結果を踏まえて新設した委員会において民間・大学との重複を点検することにより、確実に担保 <p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の要請に応える技術的基盤及び高いポテンシャルを有する唯一の機関。また、研究の事前評価(内部評価委員会、外部評価委員会)における評価により、外部からの検証可能性を確保しつつ、他の独立行政法人等との重複の排除を実施しており、引き続き確実に実施。 ・研究を実施する上で研究所が保有しない知見を外部の独立行政法人等が保有している場合には、引き続き積極的に連携 	<p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも研究施設の稼働率や使用予定を確認し、施設の活用を図るとともに、老朽化・陳腐化に対応した維持・更新を適切に実施 <p>【自己収入の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な知的財産の取得の推進、民間からの受託研究の受託等に積極的に取り組むとともに、産学官による検討委員会において自己収入の拡大方法等を検討し、平成22年度比で1割拡大 <p>【知財専門家の活用により、業界の潜在的なニーズ調査を踏まえ、現有知財の有効活用の検討など戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 【船舶の設計・開発に活用でき、省エネルギーの観点から最適な船体構造等計算プログラムなどの販売により知財収入の増加を図る。】 【民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことより自己収入の増大を図る。】 【国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、民間からの寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。】 <p>【管理運営の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも管理運営の点検・見直しを適切に実施し、引き続き管理運営の効率化に努力 <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価及びその結果の公表、並びに内部監査の監事との連携により対外的な透明性を確保。加えて、行政事業レビューの結果を踏まえ、新たな点検体制を整備。今後とも事業の適切な審査・評価に努力 <p>【業務のアウトソーシング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に最大限アウトソーシングを活用。今後も他の研究開発独法等の動向を踏まえ、アウトソーシングの活用による管理業務の効率化に努力

<p>独立行政法人 航海訓練所</p>	<p>商船系学生等に対する航海訓練実習</p>	<p>【組織運営の効率化】 内航用小型練習船の導入、大型タービン練習船「大成丸」の用途廃止により、より効率的な組織運営体制を確立する。</p> <p>【整理合理化計画：内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。】</p> <p>【人材の活用】 人事交流の範囲を内航船社まで拡大すること、教員の採用ルートも商船系大学以外に拡大することを検討する。</p> <p>【航海訓練の実施】 STCW条約、業界ニーズに対応して航海訓練課程及び指導要領を見直す。また、効果的かつ効率的な内航船員養成方法を確立する。</p> <p>【内部統制・ガバナンス】 内部評価委員会及び契約監視委員会を強化する。</p> <p>【自己収入の拡大】 訓練受託費を段階的に引き上げるほか、運航実務研修費の見直し、教科参考資料の市販等により、自己収入を拡大する。</p> <p>[事業仕分け第1弾：訓練負担金を段階的に引き上げるとの見直しを行う]</p> <p>【施設・設備整備計画】 ・オンボードシミュレータ整備 ・電子海図装置、機関室シミュレータ整備 ・バラスト水処理装置整備 ・練習船の大規模修繕</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】 具体的措置はない。</p> <p>【事業実施主体の見直し】 具体的措置はない。</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】 具体的措置はない。</p> <p>【非公務員化】 措置済み</p>	<p>【保有資産の見直し】 用途廃止した船舶の売却代金を国庫に返納する。</p> <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 具体的措置はない。</p> <p>【自己収入の拡大】 「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」のとおり。</p> <p>【管理運営の適正化】 内航用小型練習船の導入に対応した要員の縮減を行うほか、適切な人事管理により、人件費の縮減に努める。</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】 「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」のとおり。</p> <p>【業務のアウトソーシング】 一般海運会社の実務に関する科目の講師を外部委託する。</p> <p>【給与振込の見直し】 具体的措置はない。</p> <p>【海外出張旅費の見直し】 具体的措置はない。</p>
-------------------------	-------------------------	--	--	--

<p>独立行政法人 海技教育機構</p>	<p>船員及び船員志望者 に対する船舶の運航 に関する学術及び技 能の教授</p>	<p>【組織運営の効率化】 海技大学校児島分校の廃止に伴う財産を処分し、児島清算室を廃止する。</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】 児島清算室を廃止する。</p>	<p>【保有資産の見直し】 不要資産を国庫に返納する。</p>
		<p>【整理合理化計画:海技大学校の児島分校については、その機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎は廃止する。】</p>	<p>【事業実施主体の見直し】 具体的措置はない。</p>	<p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 具体的措置はない。</p>
		<p>【人材の活用】 内航海運会社等との人事交流を拡大する。</p>	<p>【重複排除・事業主体の一元化等】 具体的措置はない。</p>	<p>【自己収入の拡大】 「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」のとおり。</p>
		<p>【業務運営の効率化】 教育管理業務をIT化し、システムを構築することにより、教育管理業務の効率化を図る。</p>	<p>【非公務員化】 措置済み</p>	<p>【管理運営の適正化】 適切な人事管理により、人件費の縮減に努める。</p>
		<p>【海技教育の実施】 海技課程の養成定員について、内航船員の高齢化、後継者不足を踏まえ、内航船員の需要に即応した適切な規模とするとともに、そのような対応が可能となる体制を維持する。船舶運航実務課程の教育内容及び規模を、業界関係者のニーズに対応して見直す。</p>		<p>【事業の審査、評価の見直し】 「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」のとおり。</p>
		<p>【内部統制・ガバナンス】 内部統制整備委員会及び契約監視委員会を強化する。</p>		<p>【業務のアウトソーシング】 給食業務等の外部委託化を拡大する。</p>
<p>【自己収入の拡大】 海技課程の授業料を段階的に引き上げるとともに、実務教育の授業料についても見直す。</p>		<p>【給与振込の見直し】 具体的措置はない。</p>		
<p>【整理合理化計画:海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。】</p>		<p>【海外出張旅費の見直し】 具体的措置はない。</p>		
<p>[事業仕分け第1弾:授業料を段階的に引き上げるとの見直しを行う。]</p>				
<p>【整理合理化計画:実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。】</p>				
<p>【施設・設備整備計画】 ・清水海上技術短大総合実習棟建築工事 ・波方海上技術短大の学生寮新築 ・海技大学校の学生寮改築 ・タンカーシミュレータの整備 ・海上技術学校等の機関室シミュレータの整備</p>				

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名				
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
港湾空港技術研究所	安心して暮らせる国土の形成に資する研究	<p>【研究業務の重点化】 23年度を初年度とする中期目標、中期計画の検討を進める中で、今後の社会・行政ニーズに対応した研究への重点化を図る。</p> <p>【国際活動の充実】 海外の研究機関及び研究者との交流・連携、海外技術協力、災害時における研究者の派遣等、国際活動の充実を図る。</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】支部・事業所等は設置していない。</p> <p>【事務事業実施主体の見直し】「民間では実施されていない研究」「民間による実施が期待できない研究」「民間による実施がなされない研究」を実施することにより、研究分野の重点化を図っているところではあるが、来年度から始まる次期中期目標・中期計画の検討を進める中で、今後の社会・行政ニーズを踏まえつつ、研究の重点化を図るなど適切に対応する。研究開発課題については、3つの研究分野に重点化して実施しているところであり、23年度も引き続き重点化を図る。</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】研究の事前・中間・事後の各段階において、外部有識者による評価委員会等で、当研究所が実施する業務の必要性を評価するとともに、他機関において実施していないものだけを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう、評価のプロセス、評価結果等を研究所HPにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複を排除している。23年度も引き続き本取り組みを行い、重複を排除するよう努める。研究を実施する上で当研究所が保有しない知見を外部の独立行政法人等が保有している場合には積極的に連携を図っており、23年度も引き続き実施する。</p>	<p>【保有資産の見直し】 当法人の設置目的を達成するうえで必要最低限のものに限られるよう、保有資産の見直しについて、引き続き取り組む。</p> <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 関係法人はない。</p> <p>【自己収入の拡大】 自己収入増大を図るため、共同研究・受託研究の獲得の更なる推進、知的財産権の活用方策、寄付金収入の拡大に向けた方策について、引き続き取り組む。</p> <p>【管理運営の適正化】 一般管理費、業務経費、人件費の抑制など管理運営の適正化に係る中期目標の達成に向けて、着実な取組を行う。</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】 対外的な透明性を確保しつつ、事業の実効性が上がるよう、事業の審査、評価に引き続き取り組む。</p> <p>【業務のアウトソーシング】 旅費事務等のアウトソーシングに向けて検討を行う。</p>
	快適な国土の形成に資する研究			
	活力ある社会・経済の実現に資する研究			

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		国土交通省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人航空大学校	教育訓練業務	<p>【受益者負担の拡大】</p> <p>事業仕分けの結果を受け、航空大学校の教育訓練業務により受益を受けている航空会社から負担を求めることとともに、学生の授業料についても段階的に引き上げる等の措置を講じる。 [事業仕分け第2弾(前半)評価結果:受益者負担を高めて国費を節減]</p>	<p>【事務事業実施主体の見直し】</p> <p>本年4月の事業仕分けにおける議論の結果、「受益者負担を高めて国費節減」との評価結果が出され、航空大学校による操縦士養成事業の必要性については概ね理解が得られているが、仕分け結果を踏まえて所要の措置を講じる。[事業仕分け第2弾(前半)評価結果:受益者負担を高めて国費を節減]</p>	<p>【自己収入の拡大】</p> <p>航空大学校の操縦士養成事業により受益を得ている航空会社から、適切な水準の負担を求めるとともに、学生からの授業料収入等も増大する。[横断的見直し2. (4)]</p> <p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費)】</p> <p>法人の管理運営については、組織全体として取り組むべき重要なものについて、理事会において適宜把握し対応する体制を整備する等、組織管理の強化を図る。[横断的見直し3. (1)]</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <p>操縦士養成事業の運営等について自己点検・評価等を行うために設置している内部評価委員会において、より客観的な評価を行うために外部委員の参画を検討し、同事業の運営等の透明性・実効性の向上を図る。[横断的見直し3. (2)]</p>

<p>独立行政法人電子航法研究所</p>	<p>研究開発業務</p>	<p>【自己収入の拡大】 研究成果の利活用を促進するための取組により、民間等からの受託、特許等の知的財産権収入、競争的資金等による自己収入の更なる拡大を図る。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(4)自己収入の拡大]</p> <p>【研究開発の戦略的かつ重点的な実施】 今後も民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定する。また、羽田や成田空港等の更なる機能強化等、迅速かつ確かな解決が求められる課題や、安全性の確保等の極めて重要性の高い課題を重点的に実施するとともに、将来を見据えた一層戦略的な研究開発を実施する。</p> <p>【外部との連携強化】 当研究所が専門とする分野以外の基盤的技術も活用して研究成果の質を高めるため、大学や民間等との交流や共同研究を一層推進し、連携強化を図る。</p> <p>【国際活動の推進】 当研究所が開発した我が国独自の技術を国際標準へ反映させるため、国際機関における活動への参画を一層推進し、中心的な役割を果たす。また、我が国に隣接する国との間の航空管制の連続性確保を目指して、特にアジア地域の研究機関、航空関係者等との技術交流を進め、当該地域への新技術の円滑な導入に貢献する。</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】 当研究所の研究開発に不可欠な飛行実験については、引き続き岩沼分室を拠点として効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>【事務事業実施主体の見直し】 今後も民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定する。</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】 今後も、重複している研究開発の事前評価等により当研究所が実施する必要性を厳格に審査するとともに、内外における研究開発動向を的確に把握することにより、他の独立行政法人等との重複を排除する。</p>	<p>【保有資産の見直し】 保有する資産は、電子航法研究所が業務を行う上で日々実際に活用されている資産であり、引き続き保有し、適切に管理していく。</p> <p>【管理運営の適正化】 的確な予算執行管理、計画的な人材育成、外部人材の積極的な受入等の取組を引き続き実施し、更なる管理運営の適正化を図る。</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】 研究開発評価の厳格な実施、内部統制に係る活動内容の充実等、事業の審査、評価に係る取組を強化し、事業の実効性を更に向上させる。</p> <p>【業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入)】 今後もアウトソーシングすべき業務について継続的な検討を行い、その活用等によって管理業務の効率化に努める。</p>
----------------------	---------------	--	---	---

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	国土交通省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに 係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
海上災害防 止センター	防災措置業務	【組織形態の移行】 油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体は公益法人などの民間主体(事業規模は現状維持)とすることとし、検討を進める。	同左	なし (センターは、運営費交付金等によらず、自己収入で業務を実施している。)
	機材業務			
	訓練業務			
	調査研究業務	[事業仕分け第2弾(前半)評価結果:実施主体は公益法人などの民間主体(事業規模は現状維持)]		

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

国土交通省所管(11 法人)				
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
33	交通安全環境研 究所 (17)	● 非公務員化	①	平成 18 年 4 月に措置済み。
		● 法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化	①	第2次中期目標及び中期計画において措置。
		● リコール関係業務の充実・強化	①	「道路運送車両法等の一部を改正する法律案」を平成 18 年通常国会に提出し、成立済み。
34	海上技術安全研 究所 (17)	● 非公務員化	①	平成 18 年4月に非特定独立行政法人に移行済み。
		● 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化	①	中期目標及び中期計画において措置済み。
35	港湾空港技術研 究所 (16)	● 非公務員化	①	平成 18 年 4 月より非公務員化。
		● 国との役割分担を明確にするとともに、民間では実施されない研究、社会・行政ニーズに対応した研究に重点化	①	中期目標、中期計画において、国自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されない研究に重点化しており、措置済み。
36	電子航法研究所 (17)	● 非公務員化	①	平成 18 年 4 月に非特定独立行政法人に移行済み。
		● 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化	①	中期目標及び中期計画において措置済み。
37	航海訓練所 (16)	● 非公務員化	①	平成18年4月1日役職員を非公務員化した。
		● 要員の縮減等の整理合理化を進め、経費を節減	①	平成16年4月1日「北斗丸」を用途廃止することにより、練習船隊を6隻から5隻体制に再編・整理し、要員

				を縮減、経費を節減した。
38	海技教育機構 (16) (・海技大学校 ・海員学校)	● 非公務員化	①	平成18年4月1日役職員を非公務員化した。
		● 2法人の事務・事業の一体的実施	①	平成18年4月1日静岡県に本部を設置した。 平成22年4月1日海技大学校(芦屋)に置いていた企画部を静岡県に移し、本部機能を強化した。
		● 海技大学校の船員再教育事業の入学定員について、上級海技士資格取得の需要動向を踏まえた適切な規模へのスリム化の方向	①	平成18年4月1日船員再教育事業の入学定員を110名に減じた。 平成20年4月1日一級及び二級海技士コースを廃止した。
		● 海員学校の船員養成事業の入学定員について、船員労働市場の需要 規模に見合った規模へのスリム化の方向、司ちゅう・事務科の在り方を抜本的に見直し	①	平成18年4月1日司ちゅう・事務科を廃止した。 平成20年4月1日宮古海上技術学校を専修科に移行した。 平成23年度から本科及び専修科の養成定員を380名から350名へと縮小する予定である。
39	航空大学校 (17)	● 非公務員化	①	平成 18 年 4 月に非特定独立行政法人に移行済み。
		● 教育業務・整備業務・運用業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化	②	整備・運航管理業務の民間委託推進、管理業務の見直しにより、これらの業務に従事する常勤職員数を中期計画期間中に約10%程度削減することとしており、平成22年度中に措置見込みである。
40	自動車検査独立 行政法人 (18)	● 非公務員化	①	平成 19 年 4 月に措置済み。
		● 検査業務の縮減・重点化、業務量に応じた要員配置の見直し	①	業務量に応じた要員配置となるよう検査業務の縮減・重点化等の状況も踏まえ、事務所ごとの要員配置計画を策定・実施(平成19~22年度)。
		● 国の財政支出を縮減する等の観点からの検査手数料の在り方等の見直し	①	平成20年1月から、審査手数料の自己収入化を図ることにより、運営費交付金(国費)を大幅に削減したところ。

41	海上災害防止センター（19）	● 民営化（指定法人化）	② 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)により凍結されていたが、今般の事業仕分け第 2 弾（前半）を受け、実施主体を公益法人などの民間主体とする方向で検討中。
----	----------------	--------------	--

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人交通安全環境研究所			府省名	国土交通省	
沿革		昭和45年7月 船舶技術研究所より分離し、交通安全公害研究所設立 平成13年1月 中央省庁再編により国土交通省交通安全環境研究所に移行 平成13年4月 独立行政法人交通安全環境研究所設立					
中期目標期間		第1期：平成13年4月～18年3月（17年見直し） 第2期：平成18年度～22年度					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4人（2人）	2人（0人）	2人（2人）	97人		69人
年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	1,123	955	1,026	1,041	880	906
	特別会計	1,821	1,222	1,176	1,121	1,052	954
	計	2,944	2,177	2,202	2,162	1,932	1,859
	うち運営費交付金	1,768	1,770	1,731	1,762	1,569	1,694
	うち施設整備費等補助金	272	372	430	359	322	165
	うちその他の補助金等	903	35	41	41	41	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		3,315	4,116	3,687	3,043	2,812	1,885
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		907	764	638	498		
		発生要因	受託収入により購入した固定資産の未償却残高が積立金として計上されているため。				
		見直し案	—				
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		172	179	209	316		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		2,998	8,757	2,681	2,268	(見込み) 2,363	(見込み) 2,604
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		—					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成21年度実績)		<p><国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置></p> <p>1. 質の高い研究成果の創出</p> <p>・ 基準の策定等に資する検討課題等の提案 平成21年度までの実績：85件（中期計画：100件以上）</p>					

- ・ 基準等の策定に資する検討会への参画、調査及び研究等 平成21年度までの実績：93件（中期目標・中期計画：40件以上）
- ・ 民間企業、公益法人、大学等の外部機関との共同研究 平成21年度までの実績：81件（中期計画：90件程度）
- ・ 国内外からの研究者、研究生等の受け入れ 平成21年度までの実績：95名（中期計画：65名程度）
- ・ 関係学会等での論文及び口頭発表 平成21年度までの実績：684件（中期計画：600件程度）
- ・ 査読付き論文の発表 平成21年度までの実績：161件（中期計画：100件程度）
- ・ 特許等の産業財産権出願 平成21年度までの実績：24件（中期計画：30件程度）

2. 自動車等の審査業務の確実な実施

- ・ 自動車審査業務実績 平成21年度実績 7,104型式 装置型式：378型式
- ・ 自動車審査申請者利便性向上のための施設・審査方法等の改善 平成21年度までの実績：60件（中期目標・中期計画：50件以上）

3. 自動車のリコールに係る技術的検証の実施

- ・ 車両不具合情報分析 平成21年度までの実績：15,474件（中期目標・中期計画：15,000件以上）
- ・ 車両不具合現車調査 平成21年度までの実績：101件（中期計画：50件以上）
- ・ 車両不具合実証実験 平成21年度までの実績：51件（中期計画目標：50テーマ以上）

4. 自動車の国際基準調和活動への組織的対応

- ・ 自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）の各専門家会議における技術支援 平成21年度実績：27の会議に延べ33名参加

5. 組織横断的な事項

- ・ 研究発表会 平成21年度までの実績：毎年1回開催（中期計画：毎年1回開催）
- ・ 研究所の一般公開 平成21年度までの実績：毎年1回開催（中期計画：毎年1回以上）

<業務運営の効率化に関する目標などを達成するためにとるべき措置>

1. 研究活動の効率的推進

- ・ 主要な研究施設・設備稼働率 平成21年度までの実績：大型シタ^ライモータ、中小型車用シタ^ライモータ、ディーゼルエンジ^ンシタ^ライモータ、電波暗室、台車試験設備、低視程実験棟すべて60%以上（中期目標・中期計画：60%以上）
- ・ 業務経費 平成21年度実績：22.9%抑制（中期目標・中期計画：初年度（平成18年度）経費相当分に5を乗じた額を

2%程度抑制・予算ベース)

2. 自動車等の審査業務の効率的推進

- ・先行受託試験制度（平成19年度創設） 平成20年度実績：依頼93件、試験：122件、平成21年度実績：依頼50件、試験：163件

3. 管理・間接業務の効率化

- ・一般管理費 平成21年度実績：17.9%抑制（中期目標・中期計画：初年度（平成18年度）経費相当分に5を乗じた額を6%程度抑制・予算ベース）

<人事に関する計画>

- ・総人件費改革対象人件費 平成21年度実績：7.04%削減（中期・計画目標：前中期最終予算と、本中期最終年を比較して5%以上の削減）

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	研究業務			
事務及び事業の概要	運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	906 百万円 (67 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	928 百万円 (△799 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	4 1 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p><事業重点化、透明性の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当研究所は、自動車の型式審査、自動車検査等に活用する安全・環境基準案の策定や陸上交通の安全確保、環境の保全、省エネルギーの推進等を目的とした施策立案のための試験研究業務を行う唯一の独立行政法人として、大学や民間の主体ではできない国の施策に直結した行政課題に研究課題を限定しているところではあるが、来年度から始まる次期中期目標・中期計画においても引き続きその旨明記することにより、これを確実に担保し、更なる重点化を推進する。 <p><自動車・基準認証等の国際調和の一層の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際社会において、自動車の「安心・安全」の普及を実現しつつ、自動車メーカー等がより活動しやすい環境を作り出していくため、基準策定、審査業務に係る国際調和活動の一層の推進を図る。 ○ 我が国の優れた鉄道システムの国際標準化の推進に資するため、規格の国際調和活動に参画するとともに、国際規格への適合性評価（認証）に関する検討を進める。 <p><自動車アセスメント事業の移管に係る検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人自動車事故対策機構の事業仕分けにおいて、現在同機構が実施している自動車アセスメント事業の当研究所など他法人への移管が決定したことを踏まえ、所要の検討を進める。 <p><独立行政法人の抜本的見直し及び事業仕分けへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後予定されている行政刷新会議における独立行政法人についての議論や仕分けの状況を踏まえ、組織、事業のあり方について更なる検討を行う。 			
備考〔補足説明〕	<p><基準策定支援研究と行政執行事業との連携による効率的事業運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当所は、基準策定支援研究と行政支援・執行事業とが同一組織内で併存・相互連携することで機能を最大限発揮する、あるべき独法の一類型と評価することができる。この方針に沿って、研究部門と審査部門及びリコール技術検証部門の各部門間の業務連携、情報共有、人材の活用、人材育成・採用の面で連携の緻密化、連携対応の迅速化などのための工夫、努力を行ってきたところであり、今後ともこれらの経営努力により新技術の導入に伴う業務内容の複雑化、高度化、業務量増加等に少数精鋭で効率的に対応していく。 			

	<p><自動車・基準認証等の国際調和の一層の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際基準認証調和については、「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」においても、国際標準化する作業を行い、国際社会へ発信・提案することなどにより、アジア諸国の成長と「安全・安心」の普及を実現しつつ、日本企業がより活動しやすい環境を作り出すことが提言されている。 <p><業務重点化、透明性の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所のミッションを徹底するため、トップマネジメントにより、業務方針の明定化、所内評価、進捗管理、研究課題に係る外部有識者による事前・事後評価の実施及び結果公表などを実施し、事業重点化、効率化に係る内部統制の徹底及び透明性の確保に引き続き努める。
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>—</p>

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	交通安全環境研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	自動車等の型式審査業務			
事務及び事業の概要	道路運送車両法に基づき新型自動車の基準適合性の技術的審査を実施している。具体的には、国内外の自動車メーカーから国に型式指定の申請があった大量生産する自動車及び装置について、その販売前に代表車を用いて安全・環境基準への適合性の審査を行っている。また、併せて車両重量、燃料消費率等の測定を行うことにより、国が定める自動車重量税、エコカー減税、エコカー補助金に係る自動車の重量、燃料消費値の基本諸元値を確定している。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	802 百万円 (123 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	805 百万円 (137 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	4 2 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p><自動車等の型式審査業務の信頼性確保、基準高度化対応、自動車・基準認証等の国際調和の一層の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車等の審査業務において審査項目の増加、基準の高度化・複雑化が進んでいること、自動車メーカー等申請者から審査体制の強化が要望されていることを踏まえ、技術スタッフの更なる増強、施設整備を行う。また、審査の信頼性の確保や品質の更なる向上を図るため、業務の運営管理体制を強化するとともに、国際社会において、自動車の「安心・安全」の普及を実現しつつ、自動車メーカー等がより活動しやすい環境を作り出していくため、基準・認証業務の国際調和をさらに進める。 <p><独立行政法人の抜本的見直し及び事業仕分けへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後予定されている行政刷新会議における独立行政法人についての議論や仕分けの状況を踏まえ、組織、事業のあり方について更なる検討を行う。 			
備考〔補足説明〕	<p><自動車等の型式審査業務の信頼性確保、基準高度化対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車等の審査業務は、国民生活や経済活動にとって欠かせない存在である自動車について、安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るものである。近年、電子制御の利用拡大やハイブリッド車、電気自動車等次世代自動車の導入などにより、自動車に利用される技術が広範化・多様化しており、それに伴い自動車に係る技術基準が高度化・複雑化している。道路運送車両法に基づき、新型自動車の基準適合性の技術的審査を実施している我が国唯一の機関である当研究所としては、今後も厳正な審査を確実に実施し、基準不適合車両が市場に出回ることを未然に防いでいく必要がある。 <p><基準策定支援研究と行政執行事業との連携による効率的な事業運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当所は、基準策定支援研究と行政支援・執行事業とが同一組織内で併存・相互連携することで機能を最大限発揮する、あるべき独法の一類型と評価することができる。この方針に沿って、研究部門と審査部門及びリコ 			

	<p>ール技術検証部門の各部門間の業務連携、情報共有、人材の活用、人材育成・採用の面で連携の緻密化、連携対応の迅速化などのための工夫、努力を行ってきたところであり、今後ともこれらの経営努力により新技術の導入に伴う業務内容の複雑化、高度化、業務量増加等に少数精鋭で効率的に対応していく。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>—</p>

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	自動車のリコール技術検証業務			
事務及び事業の概要	国土交通大臣による改善措置の勧告や改善措置の変更の指示の判断材料とすることができるように、道路運送車両法に基づき、安全・環境に係る技術基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか、並びに改善措置内容が適切かどうかの技術的な検証を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	142 百万円 (12 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	142 百万円 (△2 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	1 人 (契約職員 15 人)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p><リコール技術検証業務体制の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リコール技術検証業務の実施体制について、電子技術等高度化する新技術への対応、ユーザー目線に立った業務実施等の観点から見直しを行い、必要な業務実施体制の段階的な整備を進める。 <p><独立行政法人の抜本的見直し及び事業仕分けへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後予定されている行政刷新会議における独立行政法人についての議論や事業仕分けの状況を踏まえ、組織、事業のあり方について更なる検討を行う。 			
備考〔補足説明〕	<p><リコール技術検証業務体制の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当研究所は、技術検証官 6 名には専門的かつ臨機応変な対応が必要となる業務に集中できるよう配慮し、あわせて専門性を考慮して複数の技術検証官を有機的に連携して相互補完を図るなどして調査分析能力の維持・確保に最大限努力してきたところである。さらに、行政執行業務である自動車の型式審査及びリコール技術検証業務と基準策定等を目的とした試験研究について相互連携を図りながら一体的に実施することで業務効率及び成果の質の向上を実現してきたところである。 ○ 他方、自動車の走行性能に関係する広い範囲で電子技術の導入は進みつつあり、特に先進的な電子技術が集積された自動車の追突事故の通報をきっかけとした検証依頼のように高度な技術的レベルの調査分析能力が求められる状況となっている。また、使用年数の増加といった設計当初に想定した範囲を超えた使われ方といった使用環境の変化への対応もますます重要となっている。 ○ このような状況を踏まえ、リコール技術検証業務の実施体制について、高度化する新技術への対応とユーザー目線に立った業務実施の観点から見直しを行い、必要な業務実施体制の段階的な整備を進める。 <p><基準策定支援研究と行政執行事業との連携による効率的事業運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当所は、基準策定支援研究と行政支援・執行事業とが同一組織内で併存・相互連携することで機能を最大限発揮する、あるべき独法の一類型と評価することができる。この方針に沿って、研究部門と審査部門及びリコ 			

	<p>ール技術検証部門の各部門間の業務連携、情報共有、人材の活用、人材育成・採用の面で連携の緻密化、連携対応の迅速化などのための工夫、努力を行ってきたところであり、今後ともこれらの経営努力により新技術の導入に伴う業務内容の複雑化、高度化、業務量増加等に少数精鋭で効率的に対応していく。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>—</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所	府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	支部・事務所等は有していない。	<p>交通安全環境研究所は、道路運送車両法に基づく自動車の型式審査、リコールに係る技術検証並びに陸上輸送等に係る安全・環境基準策定、施策立案等のための試験研究を実施することで行政執行・支援を行う独立行政法人である。</p> <p>自動車の型式審査、リコールに係る技術検証については、高度な機密事項を含む資料の検証、中立的立場からの厳格な審査など業務の性格上民間の主体に委ねることが難しい業務である。また、研究業務についても、自動車検査等に活用する安全・環境基準案の策定や、陸上交通の安全確保、環境の保全、省エネルギーの推進等を目的とした施策立案のための試験研究業務を行う唯一の独立行政法人として、大学や民間の主体ではできない国の施策に直結した行政課題に研究課題を限定しているところではあるが、来年度から始まる次期中期目標・中期計画においても引き続きその旨明記することにより、これを確実に担保し、更なる重点化を推進する。</p>	<p>交通安全環境研究所は、大量生産車等について、自動車検査（新規検査）の効率を図るため、販売前に自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの型式審査業務、リコールに係る技術検証業務、陸上輸送等に係る安全・環境基準案策定、施策立案等のための試験研究業務を実施する唯一の機関であり、他の法人との重複はない。</p> <p>また、研究業務については、研究の事前評価（内部委員会、外部委員会）において、交通安全環境研究所が実施する必要性を評価し、必要性があるものの、他機関において実施していないものだけを採択するとともに、外部からの検証が可能となるようHPにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複を排除している。このため、引き続き本取り組みを行い、確実に重複を排除する。</p> <p>上記のとおり当研究所は他の独立行政法人等と重複する業務を実施していないが、研究業務については当研究所が保有しない当該知見を有する大学や民間等からの客員研究員や任期付研究員の受け入れや、共同研究を積極的に</p>

			実施しており、23年度以降も引き続き実施する。
備考〔補足説明〕		今後の独立行政法人全体の見直しにも適切に対応するほか、事業仕分け第2弾における独立行政法人自動車事故対策機構の仕分けに際し、現在同機構が実施している自動車アセスメント事業の当研究所など他法人への移管が決定したことを踏まえ、所要の検討を進める。	今後の独立行政法人全体の見直しにも適切に対応するほか、事業仕分け第2弾における独立行政法人自動車事故対策機構の仕分けに際し、現在同機構が実施している自動車アセスメント事業の当研究所など他法人への移管が決定したことを踏まえ、所要の検討を進める。

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>平成18年4月に措置済み。</p>			
<p>備考〔補足説明〕</p>				

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	現在不要資産に該当する資産はないが、今後も、主要な固定資産について、減損会計の情報（保有目的、利用実績等）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で評価を行い、保有資産の有用性を検証していく。また、引き続き、本来業務に支障がない範囲で外部利用を認め、施設の最大限の活用を図る。	当該法人に関連法人はないため、該当なし。	研究業務にかかる自己収入については、すでに研究法人の中で非常に高い水準に達しているが、今後とも、国からの受託を中心に自己収入の拡大を着実に図る。	
備考〔補足説明〕	毎事業年度毎に施設の稼働状況を調査し、保有施設の有用性を確認しているが、いずれの施設も高い稼働率を維持している。	—	平成 21 年度受託総額： 約 6 億 5 千 2 百万円（契約額ベース） 研究職員 1 人あたり件数：1.6 件 研究職員 1 人あたり金額： 約 1 千 5 百万円 （参考）「独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果（平成 19 事業年度）」 研究者 1 人あたりの共同・受託研究による研究費受入額（29 研究独法中） 平成 17 年度 第 3 位 平成 18 年度 第 1 位 平成 19 年度 第 1 位 平成 20 年度 第 5 位	

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	人件費について、平成22年度までに平成17年度の人件費と比べ5%以上の削減を行う。	研究業務については、研究の事前評価（内部委員会、外部委員会）において、交通安全環境研究所が実施する必要性を評価し、必要性があるもの、他機関において実施していないものだけを採択するとともに、外部からの検証が可能となるようHPにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複を排除している。	今後も引き続き、他の研究開発独法等の動向を踏まえつつ、アウトソーシングの活用による管理業務の効率化に努める。	
備考〔補足説明〕	平成21年度の削減対象人件費の実績額は、747,939千円であり、人件費削減の基準額である平成17年度の同人件費819,577千円に対して7.04%の削減となっており適切である。	引き続き本取り組みを行い、確実に重複を排除する。	消防設備、電気設備等の監理業務については、既に民間企業に業務委託している。	

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	該当なし。	該当なし。		
備考〔補足説明〕	給与の振込は原則1口座への振込となっている。	海外出張における航空賃の取扱いは国家公務員の規程に準じた運用となっている。		

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例: 様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		自動車検査独立行政法人			府省名	国土交通省			
沿革		国土交通省自動車交通局 国土交通省地方運輸局 内閣府沖縄総合事務局運輸部			自動車検査のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を分離		平成 14. 7 自動車検査独立行政法人 平成 19. 4 職員の非公務員化		
中期目標期間		第 1 期：平成 14 年 7 月～19 年 3 月（19 年見直し）			第 2 期：平成 19 年度～22 年度				
役員数及び職員数 (平成 22 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数				
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員		
		7 人（2 人）	5 人（1 人）	1 人（1 人）	850 人		138 人		
年 度		平成 18 年度 前中期目標期間	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)		
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—		
	特別会計	10,851	9,640	5,603	5,092	3,974	2,321		
	計	10,851	9,640	5,603	5,092	3,974	2,321		
	うち運営費交付金	8,922	7,753	1,544	1,373	1,257	892		
	うち施設整備費等補助金	1,929	1,887	4,058	3,720	2,717	1,429		
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—		
支出予算額の推移 (単位：百万円)		11,757	11,812	14,273	14,147	13,132	11,198		
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		1,571	142	326	367				
発生要因		平成 18 年度は中期計画の最終年度であるため、利益剰余金は運営費交付金債務を全額収益化したことによるものである（国庫に納付済み）。平成 19 年度以降は、審査手数料の自己収入化により、審査手数料収益と業務費等との差として計上されるものである。							
見直し案		利益剰余金残高は、適切な会計処理に基づき妥当なものであるが、今後、必要に応じて適宜見直しを行う。 なお、平成 19 年度以降の利益剰余金は審査手数料収益と業務費等との差によるものであるが、固定資産の未償却残高に対応している。							
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		0	262	219	191				
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		13,705	11,565	4,311	5,787	(見込み)	5,970	(見込み)	5,887
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		○ 中央実習センターの管理・運営業務の民間競争入札の実施による経費の削減：3,048 千円/年 ○ 検査機器の保守管理業務（関東検査部管内 23 事務所で行われるもの）の民間競争入札による経費の削減：2,083 千							

	<p>円/年</p> <p>なお、対象範囲を全国に拡大した場合には、民間競争入札による当該業務量は約3倍（105コース→310コース）になることから、約6,200千円（2,083千円/年×約3倍）の経費削減が見込まれる。</p>
<p>中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成21年度実績）</p>	<p><業務運営の効率化に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費について、中期目標において「中期目標期間中に見込まれる経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を4.5%程度抑制すること」としていたが、平成21年度の一般管理費は848百万円と平成19年度929百万円に対して8.8%の抑制となっており、中期目標を着実に達成すると見込まれる。 ○ 業務経費について、中期目標において「中期目標期間中に見込まれる経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を1.5%程度抑制すること」としていたが、平成21年度の業務経費は567百万円と平成19年度610百万円に対して7.0%の抑制となっており、中期目標を着実に達成すると見込まれる。 <p><国民に提供するサービスその他の業務の質の向上></p> <p>【厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不当要求防止対策について、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び警察との連携強化、83事務所等における106回の緊急事態を想定した実地訓練、専門家による不当要求を未然に防止するための講義等を実施した。これら対策の結果、平成21年度の不当要求事案の発生状況は全国で347件であり、前年度の491件と比較すると29%減少した。 ○ 審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、各種研修を実施した。 ○ 職員の意欲向上を図るため、業務改善に向けた取り組みを奨励・支援したところ、審査業務に使用する器具の改善等、全国で33件の取り組みが行われた。 <p>【検査情報の電子化等による検査の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正受検（紙の受検票の改ざん等）の防止、リコールに繋がる車両不具合の抽出等を目的とした検査情報の電子化等による検査の高度化について、審査結果等を電子的に記録・保存する「自動車審査高度化施設」を平成21年度までに66カ所の検査場に導入し、試行的に運用した。また、検査後の不正な二次架装の防止等を目的として、車両の画像や測定値を電子データとして取得する「3次元測定・画像取得装置」を平成21年度までに全国に導入、順次運用を開始した。 <p>【受検者等の安全性・利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受検者等の事故削減について、中期目標において「中期目標期間終了時における受検者等の事故を平成18年度に比

べて20%以上削減すること」としていたが、平成21年度の受検者等の事故は合計162件と平成18年度比28%減少しており、中期目標を着実に達成すると見込まれる。

- 検査機器の更新等について、中期目標において「中期目標期間終了時における検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べて20%以上削減すること」としていたが、平成21年度の検査機器の故障等によるコース閉鎖時間の合計は、平成18年度と比較して20%の減少となっており、中期目標を着実に達成すると見込まれる。

【自動車社会の秩序維持】

- 不正改造車対策の強化について、中期目標において「中期目標期間中に街頭検査台数44万台以上を実施すること」としていたが、当該期間中平成21年度までに373,482台の車両について街頭検査を実施しており、中期目標を着実に達成すると見込まれる。
- 検査法人の指摘が発見の動機となったりコールが9件届出された。また、盗難車の疑いがある車台番号の改ざん等を180件発見した。

<その他業務運営に関する重要事項>

- 人員について、中期目標において「平成22年度までにおいて、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと」としたことを受け、中期計画において「国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行うこと」としていたが、平成21年度は平成17年度と比べ2.4%の削減となっており、平成22年度に平成17年度と比べ5%以上の削減を達成する予定である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	自動車検査独立行政法人	府省名	国土交通省
事務及び事業名	自動車検査業務		
事務及び事業の概要	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2 3 億円 (▲ 1 7 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			1 1 2 億円 (▲ 1 9 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	8 5 0 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【事務及び事業の戦略化・重点化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標において「審査結果を電子化し、国に電子的に審査結果を通知する機器等について、中期目標期間内における全事務所への配備に向けて、順次導入して適切に運用すること」とされており、当該目標を達成するため審査結果等を電子的に記録・保存する「自動車審査高度化施設」を平成 2 1 年度までに 6 6 カ所の検査場に導入し、試行的に運用しているところ。当該自動車審査高度化施設を活用し、不正受検や不正改造の防止、リコールに繋がる不具合の抽出等に努める。 ○ 近年、I T を駆使した先進制御技術の搭載された自動車が普及してきており、これらの新技術・新機構に対応した検査が求められているところ。自動車に搭載されている自己診断装置（各種センサーから装置の異常を検知し、警告表示するとともに故障内容を記録・保存するもの）を活用した審査方法等を検討する。 ○ 今後、電気自動車・ハイブリッド自動車等の次世代自動車の普及が予測されることから、当該自動車に対応した審査のあり方を検討する。 ○ 自動車の使用者のニーズの多様化に伴い、改造内容が多様化・複雑化していることから、改造自動車の適確な審査体制を確立する。さらに、点検整備を行っていないことの多いユーザー車検等についても、審査内容の充実化を検討する。 ○ 検査場で行う新規検査等の他、不正改造車等を排除するため、国土交通省、警察等と連携し、街頭検査の充実を図る。 <p>【事務及び事業の合理化・適性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 2 3 年度以降も、今後の業務量の変化を適確に把握した上で、事務所等毎の要員配置の見直しを実施し、効率的に業務運営を進める。 ○ 独立行政法人整理合理化計画（平成 1 9 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）において「平成 2 2 年度までに、大都市部を中心に検査コース数を 7 コース程度削減する」とされたことを受け、検査コース数の削減を進めており、平成 2 2 年度中に当該目標を達成する見込み。平成 2 3 年度以降も、指定整備率の向上等による今後の業務量の傾向を 		

	<p>見つつ、検査コース数の削減等を検討する。</p> <p>○ 国土交通省行政事業レビュー・公開プロセス「自動車検査登録事務所等の施設の整備」のとりまとめ結果「抜本的な改善：特別会計の収支、利用率等の状況も踏まえつつ、真に必要なものに限って整備を行うべき。今後、事務所等の集約・統合化の可否についても検討」への対応を検討する際、検査法人の事務所等も合わせて検討する。</p> <p>【市場化テスト】</p> <p>○ 中央実習センターの管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成 23 年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>○ 自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務（関東検査部管内 23 事務所で行われるもの）について、民間競争入札を実施し、平成 23 年度から落札者による事業を実施する。さらに、平成 24 年度以降については、当該民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、全国への拡大を検討する。</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>【市場化テスト】</p> <p>○ 中央実習センターの管理・運営業務については、「自動車検査独立行政法人 中央実習センターの管理・運営業務の評価」（22. 8. 4 内閣府公共サービス改革推進室）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費について 13.1%（年度当たり 3,048 千円）の削減となっている ・公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されていると評価可能 ・より多くの民間事業者の入札への参加を促す方策を検討する必要とされているところ。上記評価を踏まえ、入札への参加者の拡大を図りつつ民間競争入札を実施することにより、当該事業に係る行政サービス実施コストの縮減を図ることとする。 <p>○ 自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務については「自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務の評価」（22. 8. 4 内閣府公共サービス改革推進室）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 年当たりでは約 2,083 千円の経費削減となっている ・1 回目・2 回目の入札手続及び業務内容を縮減して実施した 3 回目の入札手続も不落となり、随意契約となった点については、改善が必要とされているところ。上記評価を踏まえ、入札手続きの改善等を図りつつ対象範囲の拡大を検討し、民間競争入札を実施することにより、当該事業に係る行政サービス実施コストの縮減を図ることとする。 <p>【「廃止」「民営化」「他法人等への移管・一体的実施」「他の事務及び事業との統合」の措置を講じない理由】</p> <p>○ 国は道路運送車両法に基づき全ての自動車ユーザーに対して検査義務を課していることから、自動車検査独</p>

	<p>立行政法人（以下、「検査法人」という。）が行っている安全・環境基準への適合性の審査業務は全国一律に実施する必要があるとともに、指定整備工場では取扱いを拒否されることもある改造自動車や特殊な構造の自動車等に対する審査業務も行う必要があること、さらに、自動車重量税等の諸税、自賠責保険料、運転免許の種類等のあらゆる自動車関連諸制度の基礎となる車両の基本諸元等の確定業務を行っていることから、独立行政法人でなければ実施が困難な業務である。なお、継続検査については、指定整備工場（国が優れた能力を有する整備工場を指定したもの）が適確に点検・整備を行った場合には、改めて検査法人による安全・環境基準への適合性の審査を課すことは非効率であることから、継続検査の際の検査法人への現車の提示が免除されており、民間能力を活用している。</p> <p>○ 検査法人は、道路運送車両法に基づき、一台毎の自動車について安全・環境基準への適合性の審査及び車両の基本諸元等の確定業務を行う唯一の独立行政法人であり、重複はない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>○ 中央実習センターの管理・運営業務の民間競争入札の実施による経費の削減：3,048千円/年</p> <p>○ 検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)の民間競争入札による経費の削減:2,083千円/年</p> <p>なお、対象範囲を全国に拡大した場合には、民間競争入札による当該業務量は約3倍(105コース→310コース)になることから、約6,200千円(2,083千円/年×約3倍)の経費削減が見込まれる。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	自動車検査独立行政法人		府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査法人は研修施設として中央実習センターを保有しているが、当該施設は専門的かつ高度な知見を必要とする検査職員のための教育施設であり、検査場における厳正・公正な業務実施のために欠くことはできないものである。 ○ 平成 23 年度以降、指定整備率の向上等による今後の業務量の傾向を見つつ、検査コース数の削減等を検討する。 	<p>国は道路運送車両法に基づき全ての自動車ユーザーに対して検査義務を課していることから、検査法人が行っている安全・環境基準への適合性の審査業務は全国一律に実施する必要があるとともに、指定整備工場では取扱いを拒否されることもある改造自動車や特殊な構造の自動車等に対する審査業務も行う必要があること、さらに、自動車重量税等の諸税、自賠責保険料、運転免許の種類等のあらゆる自動車関連諸制度の基礎となる車両の基本諸元等の確定業務を行っていることから、独立行政法人でなければ実施が困難な業務である。</p>	<p>検査法人は、道路運送車両法に基づき、一台毎の自動車について安全・環境基準への適合性の審査及び車両の基本諸元等の確定業務を行う唯一の独立行政法人であり、重複はない。</p>	
備考〔補足説明〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央実習センターの管理・運営業務は、平成 21 年度から民間競争入札により事業を実施し、効率化を図っているところである。 ○ 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において「平成 22 年度までに、大都市部を中心に検査コース数を 7 コース程度削減する」とされたことを受け、検査コース数 	<p>継続検査については、指定整備工場（国が優れた能力を有する整備工場を指定したもの）が適確に点検・整備を行った場合には、改めて検査法人による安全・環境基準への適合性の審査を課すことは非効率であることから、継続検査の際の検査法人への現車の提示が免除されており、民間能力を活用している。</p>	—	

	の削減を進めており、平成 22 年 度中に当該目標を達成する見込 み。		
--	---	--	--

法人名	自動車検査独立行政法人		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化	主たる事務所の東京都区部外への移転		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	措置済み。	検査法人の主たる事務所(本部)の東京都区外への移転について、独立行政法人の見直しの動きも踏まえつつ検討する。		
備考〔補足説明〕	検査法人では、平成19年4月から職員を非公務員化したところである。	多極分散型国土形成促進法(昭和63年6月14日法律第83号)に基づき、独立行政法人の主たる事務所(本部)は、東京都区部からの移転に努める必要がある。		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	自動車検査独立行政法人		府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	現在、不要資産に該当するものはない。利益剰余金残高については、適切な会計処理に基づき妥当なものであるが、今後、必要に応じて適宜見直しを行う。	当該法人に関連法人はないため、該当なし。		
備考〔補足説明〕	検査法人の保有する資産は、自動車検査のための施設等であり、主たる業務に欠くことのできないものである。	—	「自動車検査独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成18年11月27日政策評価・独立行政法人評価委員会）を受けて、「自動車検査独立行政法人の見直し案」（平成18年12月5日）において「国（自動車検査登録特別会計）が徴収している検査手数料の在り方、積算方法の見直しを検討するものとする」としたところ。検討の結果、平成20年1月から審査手数料の自己収入化が図られたものである。	

法人名	自動車検査独立行政法人		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費については、総人件費改革の取り組みとして、国家公務員に準じて人員削減（平成22年度において平成17年度に比べ5%以上削減）を行っており、平成22年度末に目標（871人→827人）を達成する見込みである。 ○ 収入支出管理を厳正に行っており、支出先及び用途の把握が確実になされている。 ○ 予算執行について、契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・見直しを行う等の取組を行っており、適切な予算執行の確保を図っている。 	検査法人は、独立行政法人評価委員会、契約監視委員会及び監事監査により事業の審査や評価を受けているが、当該評価結果については、検査法人のホームページで公表することで、対外的な透明性が確保されており、事業の実効性が向上するものとなっている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央実習センターの管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成23年度から落札者による事業を実施する。 ○ 自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務（関東検査部管内23事務所で行われるもの）について、民間競争入札を実施し、平成23年度から落札者による事業を実施する。さらに、平成24年度以降については、当該民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、全国への拡大を検討する。 	
備考〔補足説明〕	—	—	【「Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案」に記載済み】	

（注） 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し（横1.（2））」中の「（横1.（2））」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の「1. 保有資産の見直し（2） 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人 海上技術安全研究所			府省名	国土交通省		
沿革	大正 5年 7月 逓信省管船局船用品検査所発足 (昭和 2年 11月 船舶試験所に改称) 昭和 25年 4月 運輸省運輸技術研究所に改組 昭和 38年 4月 運輸省船舶技術研究所に改組 平成 13年 1月 国土交通省船舶技術研究所に改称 平成 13年 4月 独立行政法人海上技術安全研究所へ移行						
中期目標期間	第 1 期：平成 13 年 4 月～18 年 3 月 (17 年見直し) 第 2 期：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月						
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員		
	5 人 (2 人)	4 人 (1 人)	1 人 (1 人)	220 人	103 人		
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	3,876	3,453	3,536	3,592	3,311	2,887
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	3,876	3,453	3,536	3,592	3,311	2,887
	うち運営費交付金	3,069	3,010	2,961	2,947	2,933	2,863
	うち施設整備費等補助金	389	377	549	601	349	0
うちその他の補助金等	418	66	26	45	29	24	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	3,979	4,270	4,505	4,222	3,905	3,480	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位：百万円)	発生要因	受託収入により購入した固定資産の未償却残高が積立金として計上されているため。					
	見直し案	—					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	36	31	110	100			
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	4,155	4,111	3,810	3,772	(見込み) 3,770	(見込み) 3,756	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	自己収入の拡大により、7百万円程度の改善が見込まれる。						

中期目標の達成状況
(業務運営の効率化に関する事項
等) (平成 21 年度実績)

海上技術安全研究所においては、中期目標達成のため策定した中期計画に基づき、研究成果を効率的に創出するための柔軟かつ効率的な組織運営、事業運営全般の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善等が順調に進められており、国土交通省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところである。中期目標に示された数値目標については、これまでの 4 年間、年度計画に設定した数値目標を全て達成していることから、最終的に中期目標を達成できる見込みである。

- ・柔軟かつ効率的な組織運営については、研究シーズに即した組織体制の構築、社会・行政ニーズに対応した機動的な組織の見直しを実施する等柔軟かつ効率的な組織運営を進めており、中期目標達成に向けて順調に進行している。
 - －第 1 期では、研究ポテンシャルを向上させるため、研究ニーズに対応した組織体制としていたが、第 2 期初年度の 18 年度に技術分野(シーズ)に対応した組織体制とした。更に、将来の研究所のあるべき姿を描いた経営ビジョンの実現に向けた中長期戦略に基づきコア技術の更なる向上を目指し、21 年度にコア技術に対応した組織体制に再編した。
 - －重大海難事故発生時の即応体制の整備、事故原因の解析を行う「海難事故解析センター」を 20 年度に設置し、20 年 10 月に設置された運輸安全委員会から重大海難事故の事故解析を受託し、多岐にわたる海難事故の解析結果を迅速に報告することにより、同委員会が実施する事故原因究明に貢献した。
- ・事業運営全般の効率化については、業務の情報化推進により情報共有の一層の充実と管理業務の省力化・迅速化、各種業務の「見える化」を図ることによる間接業務の効率化・簡素化、外部委託可能な業務のアウトソーシング、研究に必要な物品調達における可能な限りの一般競争入札の導入等を進めている。
 - －業務経費については、中期目標では、中期目標期間中の業務経費の総額を 2%程度削減、即ち 3,009 百万円以下にするとしているが、18 年度から 21 年度までの累計額は 2,281 百万円であり、最終的に目標を達成できる見込みである。
 - －一般管理費については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。)を 6%程度抑制することとしているが、21 年度における達成状況(18 年度の一般管理費の 4 倍に対する 18 年度～21 年度累計額の削減率)は 4.8%の削減となっており、最終的に目標を達成できる見込みである。
 - －物品の調達については、原則として一般競争入札等とし、また、少額随契基準以下の案件についても独自に簡易入札制度を導入し、競争的環境下で調達を行うことにより、調達コストが削減された。
 - －人件費(給与、報酬等支給総額から運営費交付金により雇用される任期付研究員のうち若手研究員に係る給与、報酬等支給額を除いたもの)については、22 年度までに 17 年度を基準として 5%以上削減することとしているが、21 年

度における達成状況は3.8%の削減となっており、最終的には目標を達成できる見込みである。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上については、海事行政における政策課題に的確に対応するための研究課題の戦略的企画及び研究マネジメントの実施、研究成果の最大化に資するための産・学・他の公的研究機関との連携及び外部資金の獲得、国際機関に対する国際基準案等の我が国からの提案の策定に必要な技術的なバックグラウンドの提供等を通じた国際活動の活性化、海難事故の原因究明や規則改正の提案等の政策立案への貢献、戦略的な知的財産取得及び成果発信等を通じた研究開発成果の普及及び活用の促進に取り組んでおり、中期目標達成に向けて順調に進行している。

－産・学・他の公的研究機関との連携及び外部資金の獲得については、中期目標において、中期目標期間中に、共同研究及び受託研究の実施、並びに各種競争的資金の獲得を、それぞれ前期目標期間の実績と較べて研究者1人あたり5%程度増加させるとし、中期計画にて具体的な数値目標（件数）を設定しているところ、21年度までの実績は、共同研究及び受託研究については、767件であり、中期計画(770件)に対する達成率99.6%で、確実に達成できる見込みであり、競争的資金の獲得については、146件であり、中期計画(125件)を既に達成済みとなっている。

－戦略的な知的財産取得等及び成果発信については、中期目標において、所外発表及び特許、プログラム等の知的財産の出願の件数を、前期目標期間の実績と較べて研究者1人あたり5%程度増加させるとし、中期計画にて具体的な数値目標（件数）を設定しているところ、21年度までの実績は、所外発表については1617件であり、中期計画(1560件)を達成済み、特許、プログラム等の知的財産の出願についても343件であり、中期計画(245件)を達成済みとなっている。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 海上技術安全研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	船舶に関する技術の研究、調査、開発及びその成果の普及			
事務及び事業の概要	海上輸送の安全確保・海洋環境の保全及び海上輸送の高度化・海洋の開発を図ることを目的に、船舶、海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する技術についての、研究、調査、開発及びその成果の普及を実施している。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,887 百万円 (△424 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,480 百万円 (△425 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	常勤 220 人/ 非常勤 103 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①組織の見直し 政府で行われている研究開発独立行政法人の在り方に関する検討や今後行われる独立行政法人の抜本の見直し等に係る政府全体の議論を通じ、研究所が最大限の機能を発揮できる組織の在り方について検討を行う。</p> <p>②業務の重点化・効率化等 従来取り組んでいた、①新材料研究開発の研究、②CO2 深海貯留研究については、平成 19 年度で廃止したところである。【要素技術が確立しており、海上技術安全研究所の役割は終了していることから、以下の研究については、平成 19 年度で廃止する。①新材料研究開発の研究 ②CO2 深海貯留研究】 また、産学官による「今後の海上技術安全研究所の業務運営の基本的な方向性に関する検討委員会（委員長：大和 東京大学大学院新領域創成科学研究科長）」を研究所に設置し、研究所と民間・大学との役割分担・重複排除・連携の在り方等について検討を行っているところであり、同委員会の結論を踏まえつつ、今後とも業務の重点化・効率化等に向けた取組を引き続き推進する。</p> <p>③国際活動のより一層の活性化 国際条約等の策定・改正に係る我が国のリーダーシップの確保・強化のため、我が国提案の素案作成、国際海事機関等の国際機関の会議において議長を務めること等による条約等策定・改正への積極的な参画等、研究所の技術基盤・研究成果を活用した国際活動のより一層の充実・活性化を図る。</p> <p>④自己収入の拡大 <u>特許等の様々な技術情報を解析し、技術マップや技術トレンド報告書の作成等ができる知財専門家を採用することにより、戦略的な知的財産の取得を推進し、これによる知的財産権収入の拡充を行うとともに、開発したプログラムの販売、民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことにより自己収入が拡大している。</u> 加えて、上記委員会での検討を踏まえた取組により自己収入の更なる拡大を図ることにより、平成 23 年度の予</p>			

	<p>算において自己収入繰入額を平成 22 年度よりも 1 割増やすこととする。【知財専門家の活用により、業界の潜在的なニーズ調査を踏まえ、現有知財の有効活用の検討など戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する。】【船舶の設計・開発に活用でき、省エネルギーの観点から最適な船体構造等計算プログラムなどの販売により知財収入の増加を図る。】【民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことより自己収入の増大を図る。】[国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、民間からの寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。]</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>①関係 今後の我が国の経済成長等のためには、我が国の研究開発システムの中で大きな位置付けを占める研究開発法人の機能強化が必要であり、そのためには、研究所が最大限の能力を発揮できる組織の在り方を検討することが必要不可欠である。</p> <p>②関係 ①新材料研究開発の研究、②C02 深海貯留研究については、要素技術が確立され、研究所としては十分な成果を達成したことから廃止し、今後は得られた成果の普及を行うとともに、他の重要な研究課題に重点的に取り組むこととした。 また、平成 22 年 6 月に行われた行政事業レビュー公開プロセスにおけるとりまとめ結果のコメントとして「民間企業や大学との役割分担を明確化した上で、事業の重複の排除、共同研究、競争的資金の活用、自己収入の拡大等を図るべき」と指摘されたことを踏まえて、産学官からなる検討委員会を海上技術安全研究所内に設置し、民間や大学との役割分担・重複・連携等についての点検を実施し、民間や大学との連携の在り方、共同研究等により連携する具体的な事業内容、競争的資金等自己収入拡大の方向性等について検討を行うこととした。業務効率化についても、同検討を踏まえつつ、引き続き取り組む。</p> <p>③関係 船舶の安全・環境基準は条約により国際基準として定められており、主要造船国かつ海運国である我が国の技術、ノウハウが活かされ、かつ、合理的で実効性の高い基準を策定するには、国際条約等の策定において我が国のリーダーシップを確保することがより一層重要となっているため、研究所の技術基盤及び研究成果を活用した国際活動をより一層進める必要がある。</p> <p>④関係 「独立行政法人整理合理化計画」の内容を踏まえて対応を行う必要がある。 加えて、平成 22 年 6 月に行われた行政事業レビュー公開プロセスにおけるとりまとめ結果のコメントとして「…</p>

	<p>競争的資金の活用、自己収入の拡大等を図るべき」と指摘されたことを踏まえて、産学官からなる検討委員会を海上技術安全研究所内に設置し、競争的資金等自己収入拡大の方向性等について検討を行った上で自己収入の更なる拡大を図ることとし、具体的な数値目標として、平成 22 年予算比で一割拡大することとした。</p> <p>これらの取組を通じ、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す必要があると認識している。</p> <p>○「廃止」「民営化」「他法人等への移管・一体的実施」「他の事務及び事業との統合」のいずれも実施しない理由</p> <p>海上輸送の安全確保、海洋環境の保全、海上輸送の高度化及び海洋の開発利用に関する国の行政に必要な技術的知見を得るための研究開発は、本来国が自ら実施すべきであるが、現状、国にその機能はなく、また、安全・環境基準の策定等は民間に委ねることが適当でない業務である。そのため、技術基盤が集積した国内唯一の研究機関として、国の要請に応えうる高いポテンシャルを有する研究所に、これらの業務を実施させる必要がある。</p> <p>以下に具体的に示すように、研究所の技術的知見は海事行政の企画段階から執行段階に亘って不可欠なものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際基準の策定・改正に関し、平成 21 年度に開催された IMO の会合への我が国提案 48 件のうち、33 件 (69%) について研究所の技術的知見を活用している。(日本提案及び研究所の知見に基づく提案のうち、2 件は IMO からの受託調査に係るものであるため、日本政府ではなく IMO 事務局名義で提案されている。) ・国内の法制度に関しても、平成 21 年度に改正された海事局関係の法令 (法律・政令・省令) 12 件のうち 2 件 (17%) について、改正の検討に当たって、研究所の技術的な知見を活用している。なお、法令改正を船舶安全関係に限れば、5 件のうち 2 件 (40%) となる。 ・行政の執行段階においては、平成 20 年 10 月の運輸安全委員会発足以後平成 21 年度末までに同委員会において報告書等が作成された重大事故 10 件のうち 4 件 (40%) について、技術的な観点からの事故原因解析を海技研に委託している。(うち 1 件について、2 回委託しているため、委託数はのべ 5 件 (50%))
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>自己収入の拡大に拠り、7 百万円程度の改善が見込まれる。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 海上技術安全研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>支所等として東京事務所、海外事務所又は研修施設を有していない。</p> <p>なお、大阪に支所を有しているが、同支所は、西日本地区の拠点として必要不可欠な存在であり、十分な実績をあげており、また、その体制についても、管理業務を極限まで合理化し常勤職員を5名とする等、効率化を図っているところである。今後とも引き続き効率的・効果的な運営に取り組む。</p>	<p>中期目標において「民間にできることは民間に委ねる」ことが明示されており、既に民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定するよう措置しているところであるが、次期中期目標・中期計画においてもその旨明記するとともに、行政事業レビューの結果を踏まえて新設した、産学官の委員で構成される委員会において民間・大学との重複の点検等を実施すること等により、引き続き確実に担保する。</p> <p>なお、研究開発課題については、引き続き4つの分野に重点化して実施する。</p>	<p>国の要請に応えうる技術的基盤及び高いポテンシャルを有する国内唯一の研究機関であり、研究所以外に類似の業務を実施することができる独立行政法人等は存在しておらず、また、研究の事前評価（内部評価委員会、外部評価委員会）における評価により、外部からの検証可能性を確保しつつ、他の独立行政法人等との重複の排除を確実に実施しており、引き続き確実に実施する。</p> <p>加えて、研究を実施する上で研究所が保有していない知見を外部の独立行政法人等が有している場合には、引き続き積極的に連携を図る。</p>	
備考〔補足説明〕	<p>支所等として東京事務所、海外事務所又は研修施設を有していない。</p> <p>なお、研究所は大阪に支所を有しているが、以下の理由により引き続き存置することが必要である。</p> <p>西日本地区に造船事業者及び船用品製造事業者が集積しており、これらの事業者は、そのほとんどが中小事業者である。大阪支所においては、実際の配管や材料等を試</p>	<p>海上技術安全研究所は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発を行うことにより行政を支援する法人である。これらは本来、国自らが海事行政に必要な技術的知見を得るために実施すべきものであるが、現状、国はその機能を有していない。</p> <p>このため、中期目標において、研究業務のテーマの選定を行う際には、「民間にできることは民間に委ねる」</p>	<p>研究所が実施する事業は、国の海事行政に必要な技術的知見を得るために必要不可欠なものであるが、現状、国にその機能はなく、国の要請に応えうる船舶及び海洋構造物等に関する技術基盤及び高いポテンシャルを有する国内唯一の研究機関である海上技術安全研究所以外に類似の業務を実施することができる独立行政法人等はない。</p> <p>また、研究の事前評価（内部評価委員会、外部評価委員会）において、海上技術安全研究所が実施する必要性を</p>	

	<p>供品として研究業務を行うことから、効率的に研究業務を行うためには、その製造を行う事業者が多く立地する西日本地域に拠点を保持することが必要不可欠である。</p> <p>また、これら中小企業においては、船舶の安全・環境に係る規制の見直し等に対応するための技術開発を自ら研究者を雇用し、又は研究施設を整備して行うことが困難であり、大阪支所の研究者の高い技術ポテンシャル及び充実した研究施設を活用した、共同研究等による技術支援を行うための拠点としても必要不可欠である。</p> <p>なお、管理業務を極限まで合理化しており管理系の常勤職員を置いていないため、大阪支所に在籍する常勤職員は5名と少数であるが、第2期中期目標期間（平成18～21年度）に、共同研究27課題を含む69課題の研究を実施しており、十分な実績を上げていると認識している。</p>	<p>ことを明示した上で、海事行政の政策課題に適切に応えうる高いポテンシャルを有する技術基盤が集積した国内唯一の研究機関である同法人に当該業務を確実に実施させており、今後も引き続き確実に担保する必要がある。</p> <p>なお、研究開発課題については、既に「海上輸送の安全の確保」、「海洋環境の保全」、「海洋の開発」及び「海上輸送の高度化」の4つの分野に重点化して実施しているところであり、引き続き重点化を図る必要がある。</p>	<p>評価し、必要性があるもの、他機関において実施していないものだけを選択するとともに、外部からの検証が可能となるようHPにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複を排除しており、引き続き確実に実施する必要がある。</p> <p>上記の通り他の独立行政法人等と重複する研究を実施していないが、研究を実施する上で研究所が保有していない知見を外部の独立行政法人等が有している場合には積極的に連携を図っており、引き続き実施する必要がある。</p>
--	---	---	--

法人名	独立行政法人 海上技術安全研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>平成18年4月に措置済み。</p>			
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>—</p>			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名			府省名	
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>船舶、海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する技術についての研究等を実施するためには、非常に大きな構造物に係る研究等であることから、大型の試験設備と模型により試験を実施する必要がある。研究所が保有する研究施設は、いずれも政策課題解決のために必要な技術的知見を得るために必要不可欠な施設であり、これまでも研究施設を最大限活用し、国際基準、国内基準策定等の裏付けとなる精度の高いデータを得ているところ。今後とも研究施設の活用を図っていくとともに、老朽化・陳腐化に対応した維持・更新を適切に行う。</p> <p>また、資本金については研究所が独法に移行した際に国から現物出資を受けた土地等の財産のみであり、いずれも研究所の業務に必要なものである。利益剰余金については、ほとんどが後年度の減価償却に対応するものであり、民間企業でいうところの現金ベースでの内部留保は4百万円程度である。</p> <p>なお、職員宿舎等の福利厚生施設は有していない。</p>	<p>—</p>	<p>特許等の様々な技術情報を解析し、技術マップや技術トレンド報告書の作成等ができる知財専門家を採用することにより、戦略的な知的財産の取得を推進し、これによる知的財産権収入の拡充を行うとともに、開発したプログラムの販売、民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことにより自己収入が拡大している。</p> <p>加えて、産学官からなる検討委員会において自己収入の更なる拡大に関する方策を検討することにより、平成 23 年度予算要求において自己収入繰入額を平成 22 年度よりも1割増やすこととし、その分運営費交付金に関する予算要求額を減額した。</p> <p>これらの取組を通じ、今後も引き続き自己収入の確保・拡大に努める。</p>	

<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>政策課題解決のために必要な技術的知見を得るために必要不可欠な施設を保有している。これらの施設について、減損会計が導入された後、毎年度稼働率や今後の使用予定を確認しているが、いずれの施設も高い稼働率を示しており、また、今後の研究でも使用する予定があるものとなっている。今後とも研究施設の活用を図っていくとともに、老朽化・陳腐化に対応した維持・更新を適切に行う必要がある。</p> <p>また、資本金、内部留保、福利厚生施設についても、適切なものとなっている。</p>	<p>関係法人に該当する法人は存在しない。</p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画」、「横断的見直し」に基づき、及び行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、自己収入の確保・拡大により国費の縮減を図る必要があるため。</p>
--	---	---------------------------	---

法人名			府省名	
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p style="text-align: center;">運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>業務実績及び能力評価を考慮した適正な人事管理を引き続き実施するとともに、今後とも、国家公務員の給与体系を踏まえた給与制度の見直しを適切に行う。</p> <p>また、研究費の執行状況を含めて研究課題の進捗状況、数値目標の達成状況を役員が把握し、的確な指示を与えることができる体制が整備されており、今後も引き続き適切なモニタリングを踏まえた管理運営に努める。</p> <p>加えて、「支出・業務点検プロジェクトチーム」を活用した業務運営の点検及び改善を引き続き行うとともに、管理業務について最大限アウトソーシングを活用し、引き続き業務運営の合理化・効率化に努める。</p> <p>さらに、「随意契約見直し計画」、契約審査委員による事前審査、契約監視委員会による事後点検・見直しを行う体制により、引き続き契約の適正化に努めるとともに、物品調達について、理事長決裁による厳格な予算の執行管理を引き続き実施するほか、独自に導入している簡易入札制度（見積競争）を活用し、引き続きコスト削減に努める。</p>	<p>研究計画委員会（内部評価委員会）及び外部評価委員会により、研究課題の事前評価、終了評価及び毎年度の研究業務実績（研究成果）評価を、外部からの検証可能性を確保しつつ実施しており、また、研究費運営監査員による内部監査を実施し、研究費の適正な運用を確保するとともに、内部監査の実効性を高めるため、監事との連携を確保している。</p> <p>これらの取組による対外的な透明性を確保した事業の審査、評価を引き続き適切に実施するとともに、行政事業レビューの結果を踏まえて新設した「海上技術安全研究所の業務運営の方向性に関する検討委員会」において、重複の点検、民間や大学との連携等の検討を実施する。</p>	<p>他の研究独法等の動向を調査し費用対効果に係る検討を実施した上で、効果が認められるものについて最大限アウトソーシングを活用しているが、引き続き、他の研究独法等の動向を踏まえつつ、アウトソーシングの活用による管理業務の効率化に努める。</p>	

備考〔補足説明〕

人事管理については、業務実績及び能力評価を考慮し、適正な人事管理に努めている。

給与制度については、国家公務員に準じた運用を行っており、今後とも、国家公務員の給与体系を踏まえた見直しを行っていく。

研究課題の進捗状況について、研究系毎に毎月幹部会にて報告を義務づけられるとともに、中期計画及び年度計画に設定された数値目標について、毎月又は四半期毎にその達成状況をモニタリングすることを通じ、研究費の執行状況を含めて役員が随時進捗状況を把握し、的確な指示を与えることができるようになってきている。

また、業務運営の合理化・効率化のため、「支出・業務点検プロジェクトチーム」を設置して点検及び改善を行うとともに、管理業務について、ベンチマークを実施した上で、研究所の規模・業務量から効果が認められる部分について、最大限アウトソーシングを活用し、効率化を実施している。

加えて、契約について、「随意契約見直し計画」を策定し、随意契約の削減、一者応札削減の取組を進めるとともに、契約審査委員による事前審査、契約監視委員会による事後点検・見直しを行う体制を整備している。

さらに、物品調達については、金額にかかわらず全て理事長までの決

研究所役職員で構成される研究計画委員会（内部評価委員会）にて研究課題の事前評価、終了評価及び毎年度の研究業務実績（研究成果）評価を実施するとともに、産学の委員で構成される外部評価委員会により、事前評価、終了評価及び毎年度の研究業務実績（研究成果）評価を実施。外部評価委員会の評価結果は公表している。

また、研究費の適正な運用を確保するため、研究費運営監査員による内部監査を実施し、研究費の不正使用の防止を図るとともに、手続ミスを是正している。さらに内部監査の実効性を高めるため、監事と連携し、監査計画の立案、監査実施中の意見交換等を実施している。

加えて、行政事業レビューの結果を踏まえ、民間や大学との役割分担の明確化、重複の排除、連携による共同研究実施のため、産学官の委員で構成される「海上技術安全研究所の業務運営の方向性に関する検討委員会」を設置し、重複の点検、民間や大学との連携等の検討を行うための体制を整備した。

以上のとおり、産学の委員による外部評価及びその結果の公表、並びに内部監査の監事との連携により、対外的な透明性が十分確保されていることに加え、行政事業レビューの結果を踏まえて新たな体制を整備しており、今

管理業務について、給与・旅費の計算・支給に係る業務等、他の研究独法等でアウトソーシングを行っている業務で、研究所がアウトソーシングしていないものをアウトソーシングした場合の費用対効果に係る検討を実施。研究所の規模・業務量から効果が認められる部分について、最大限アウトソーシングを活用し、効率化を実施している。

今後も引き続き、他の研究開発独法等の動向を踏まえつつ、アウトソーシングの活用による管理業務の効率化に努める必要がある。

	<p>裁を要することとしており、これにより調達の要不要の判断を含め、厳格な予算の執行管理を行っているほか、国において随意契約が可能な少額の契約のうち予定価格 30 万円以上のものについて独自に簡易入札制度（見積競争）を導入し、競争的環境下で調達を行うことによりコスト削減を図っている。</p> <p>以上のとおり、継続的に見直しを行う体制が既に整備されているが、今後とも、引き続き管理運営の効率化を図る必要がある。</p>	<p>後とも、これらを通じて事業の適切な審査・評価を行う必要がある。</p>	
--	---	--	--

（注） 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定）の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し（横 1.（2）」中の「（横 1.（2）」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定）の「1. 保有資産の見直し（2）事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	港湾空港技術研究所			府省名	国土交通省		
沿革	昭和 37 年 4 月 運輸省港湾技術研究所設立 → 国土交通省港湾技術研究所 → 独立行政法人港湾空港技術研究所			平成 13 年 1 月 平成 13 年 4 月			
中期目標期間	第 1 期：平成 13 年度～平成 17 年度			第 2 期：平成 18 年度～平成 22 年度			
役員数及び職員数 (平成 22 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	4 人(2 人)	3 人(1 人)	1 人(1 人)	101 人		16 人	
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	1,697	1,601	1,738	1,663	1,517	1,452
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	1,697	1,601	1,738	1,663	1,517	1,452
	うち運営費交付金	1,392	1,371	1,340	1,337	1,385	1,272
	うち施設整備費等補助金	305	230	398	326	132	180
うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	3,158	2,982	3,048	3,633	2,761	2,533	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)	80	167	264	363			
発生要因 見直し案	受託事業等により取得した固定資産に係る減価償却費の未償却分など						
	—						
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	23	8	68	86			
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	2,268	1,978	1,960	1,854	(見込み)	(見込み)	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—						

<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)</p>	<p>※ 独法評価委員会を踏まえ、記述を追加。</p> <p><業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究所運営の基本方針の明確化 研究所運営の基本方針を策定。方針に従い運営を行った。 2. 効率的な研究体制の整備 研究領域制を採用し基本的組織の枠を越えたフレキシブルな研究体制の編成を行った。 <p><国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 質の高い研究成果を創出するためとるべき措置 <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の全研究費に対する重点研究課題の研究費の配分比率 平成 21 年度の実績：配分比率 84.6% (中期計画目標：60%程度以上) ・各年度の全研究費に対する基礎研究の研究費の配分比率 平成 21 年度の実績：配分比率 26.1% (中期計画全研究費に対する配分比率 25%程度以上) ・産学官連携による共同研究 平成 21 年度までの実績：262 件 (中期計画目標：310 件程度) 2. 研究成果の広範な普及・活用のためとるべき措置 <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果 (研究所報告・研究所資料) の刊行 平成 21 年度までの実績：年 4 回刊行 (中期計画目標：年 4 回刊行) ・査読付論文の発表 平成 21 年度までの実績：602 編 (うち外国語 306 編) (中期計画目標：620 編、うち外国語 340 編) ・研究施設の一般公開 平成 21 年度までの実績：のべ来場者数 5,733 人 (中期計画目標：5,200 人) ・特許の出願 平成 21 年度までの実績：50 件 (中期計画目標：50 件程度) ・研修生等の受入れ 平成 21 年度までの実績：247 人 (中期計画目標：290 人程度受入)
--	--

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	港湾空港技術研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	安心して暮らせる国土の形成に資する研究			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震防災に関する研究 ・ 津波防災に関する研究 ・ 高潮・高波防災に関する研究 ・ 海上流出油対策等、沿岸域の人為的災害への対応に関する研究 			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	742 百万円 (10 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,494 百万円 (△95 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	101 人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【研究業務の重点化】 平成 23 年度を初年度とする中期目標、中期計画の検討を進める中で、今後の社会・行政ニーズに対応した研究への重点化を図る。</p> <p>【国際活動の充実】 海外の研究機関及び研究者との交流・連携、海外技術協力、災害時における研究者の派遣等、国際活動の充実を図る。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>本業務は、安心・安全の向上に不可欠な業務であるとともに、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されない研究であり、また他法人等との重複がないため、「廃止」「民営化」「他法人等への移管・一体的実施」のいずれの措置も講じない。なお、23 年度を初年度とする中期目標、中期計画の検討を進める中で、当法人が実施している他の事務及び事業との統合・再編等については必要に応じ柔軟に検討する。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)				

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	港湾空港技術研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	快適な国土の形成に資する研究			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉鎖性海域の水質・底質の改善に関する研究 ・ 沿岸生態系の保全・回復に関する研究 ・ 広域的・長期的な海浜変形に関する研究 			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	290 百万円 (△28 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	419 百万円 (△56 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	101 人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【研究業務の重点化】 平成 23 年度を初年度とする中期目標、中期計画の検討を進める中で、今後の社会・行政ニーズに対応した研究への重点化を図る。</p> <p>【国際活動の充実】 海外の研究機関及び研究者との交流・連携、海外技術協力、災害時における研究者の派遣等、国際活動の充実を図る。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>本業務は、快適な国土の形成に不可欠な業務であるとともに、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されない研究であり、また他法人等との重複がないため、「廃止」「民営化」「他法人等への移管・一体的実施」のいずれの措置も講じない。なお、23 年度を初年度とする中期目標、中期計画の検討を進める中で、当法人が実施している他の事務及び事業との統合・再編等については必要に応じ柔軟に検討する。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)				

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	港湾空港技術研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	活力ある社会・経済の実現に資する研究			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾・空港施設の高度化に関する研究 ・ ライフサイクルマネジメントに関する研究 ・ 水中工事等の無人化に関する研究 ・ 海洋空間高度利用技術、環境対応型技術等に関する研究 			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	420 百万円 (△46 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	620 百万円 (△77 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	101 人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【研究業務の重点化】 平成 23 年度を初年度とする中期目標、中期計画の検討を進める中で、今後の社会・行政ニーズに対応した研究への重点化を図る。</p> <p>【国際活動の充実】 海外の研究機関及び研究者との交流・連携、海外技術協力、災害時における研究者の派遣等、国際活動の充実を図る。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>本業務は、活力ある社会・経済の実現に不可欠な業務であるとともに、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されない研究であり、また他法人等との重複がないため、「廃止」「民営化」「他法人等への移管・一体的実施」のいずれの措置も講じない。なお、23 年度を初年度とする中期目標、中期計画の検討を進める中で、当法人が実施している他の事務及び事業との統合・再編等については必要に応じ柔軟に検討する。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)				

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	港湾空港技術研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横2. （2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	—	既に「民間では実施されていない研究」「民間による実施が期待できない研究」「民間による実施がなじまない研究」を実施することにより、研究分野の重点化を図っているところではあるが、来年度から始まる次期中期目標・中期計画の検討を進める中で、今後の社会・行政ニーズを踏まえつつ、研究の重点化を図るなど適切に対応する。 研究開発課題については、既に「安心して暮らせる国土の形成に資する研究」「快適な国土の形成に資する研究」「活力ある社会・経済の実現に資する研究」の3つの研究分野に重点化して実施しているところであり、23年度も引き続き重点化を図る。	研究の事前・中間・事後の各段階において、外部有識者による評価委員会等で、港湾空港技術研究所が実施する業務の必要性を評価するとともに、他機関において実施していないものだけを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう、評価のプロセス、評価結果等を研究所HPにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複を排除している。 23年度も引き続き本取り組みを行い、重複を排除するよう努める。 上記のとおり当研究所は他の独立行政法人等と重複する研究を実施していないが、研究を実施する上で当研究所が保有しない知見を外部の独立行政法人等が保有している場合には積極的に連携を図っており、23年度も引き続き実施する。	

<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>当研究所では、支部・事業所等は設置していない。</p>	<p>当研究所は、主に国が行う港湾及び空港の整備等不可欠な調査、研究及び技術の開発等を行うことにより行政を支援する法人である。本事業は、採算性のきわめて低い基礎的な研究を含む高い専門性を広範に保持しつつ継続的に研究開発を行うことが必要であるが、そのような研究を行う機関は他になく、当研究所の業務を民間の主体に委ねることは極めて困難である。</p>	<p>当研究所は、主に国が行う港湾及び空港の整備等に不可欠な調査、研究及び技術の開発等を行っており、他の独立行政法人等とは研究の目的、研究対象、研究成果の反映先が異なることから、当研究所以外に類似の業務を実施することができる独立行政法人等はない。</p>
--	--------------------------------	---	---

法人名	港湾空港技術研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化			
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	—			
備考〔補足説明〕	平成18年4月より非公務員化している。			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	港湾空港技術研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	当研究の設置目的を達成するうえで必要最低限のものに限られるよう、保有資産の見直しについて、引き続き取り組む。	－	自己収入増大を図るため、共同研究・受託研究の獲得の更なる推進、知的財産権の活用方策、寄付金収入の拡大に向けた方策について、引き続き取り組む。	
備考〔補足説明〕	研究所の保有資産は、研究業務実施に不可欠な実験施設・設備、建物等であることから、当法人の設置目的を達成するうえで必要最小限のものに限られている。	関係法人はない。	外部競争資金の獲得のために所内アドバイザー制度を設ける、特許等の知的財産権についてホームページ上での情報提供等を通じて活用を促進するなど、自己収入の拡大に取り組んでいる。	

法人名	港湾空港技術研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	一般管理費、業務経費、人件費の抑制など管理運営の適正化に係る中期目標の達成に向けて、着実な取組を行う。	対外的な透明性を確保しつつ、事業の実効性が上がるよう、事業の審査、評価に引き続き取り組む。	旅費事務等のアウトソーシングに向けて検討を行う。	
備考〔補足説明〕	経営戦略会議、評議員会、幹部会等の設置運営を行い、理事長のトップマネジメントによる迅速な意志決定、業務全般の実態や問題点の把握、迅速な対応が行われている。なお、コスト縮減を念頭に置いた人件費を含む予算の執行管理、管理運営の適正化については、現中期目標で設定されたいずれの項目についても着実な取組がなされているところである。	研究の実施にあたっては、研究項目毎に事前・中間・事後の各段階で有識者による外部評価を実施し、対外的な透明性を確保しつつ、事業を審査・評価する体制を構築している。	一般管理業務（電気・機械等設備の保守・点検、庁舎・敷地内の清掃・警備など）を外部委託している。	

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人電子航法研究所			府省名	国土交通省		
沿革	昭和42年7月：運輸省電子航法研究所設立 平成13年1月：国土交通省電子航法研究所移行 平成13年4月：独立行政法人電子航法研究所設立 平成18年4月：非公務員化						
中期目標期間	第1期：平成13年度～18年度（17年見直し） 第2期：平成18年度～22年度（20年、22年見直し）						
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	4人（2人）	3人（1人）	1人（1人）	60人（事務職14、研究職46）		33人	
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	837	666	1,727	1,743	1,736	1,662
	特別会計	1,061	1,073	—	—	—	—
	計	1,899	1,739	1,727	1,743	1,736	1,662
	うち運営費交付金	1,687	1,684	1,640	1,618	1,597	1,533
	うち施設整備費等補助金	50	55	87	125	139	129
	うちその他の補助金等	162	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)	1,986(一般831/ 特会1,155)	2,022(一般863/ 特会1,159)	2,010	2,246	2,151	2,077	
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)	発生要因	受託収入等により得た利益を積立金として計上。					
	見直し案	—					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	130	124	208	446			
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	1,979(一般737/ 特会1,242)	1,739(一般423/ 特会1,316)	1,785	1,505	(見込み) 2,020	(見込み) 1,956	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—						

<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 21 年度実績）</p>	<p><業務運営の効率化に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織運営については、中期目標に掲げた、組織運営の合理化・適正化の推進、業務執行体制の見直し及び研究開発機能の専門性と柔軟性の向上等を以下の通り着実に進めている。 <ul style="list-style-type: none"> （組織運営の合理化・適正化の推進） <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度計画線表やアクションアイテムリスト等を活用した中期計画・年度計画の定期的な自己点検・評価の実施により効果的かつ効率的に組織運営を実施。 ・ 外部有識者により構成される評議員会の積極的な活用等により運営機能を強化。 （業務執行体制の見直し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究企画統括及び企画課の新設による研究企画・総合調整機能の重点化。 ・ 理事長の運営方針・戦略の発信等を通じたリーダーシップの発揮。 （研究開発機能の専門性と柔軟性の向上等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究領域の再編による専門分野の集約及びプロジェクトチームによる自立的・弾力的な組織編成による重要なプロジェクトの推進。 ○ 人材活用については、研究所のポテンシャル及び研究開発機能の向上を図るとともに、社会ニーズに迅速かつ的確に対応するため、中期目標において、他の研究機関や民間企業等の人材交流を 28 名以上実施することとしているが、平成 21 年度までの実績は、国内外の研究機関や民間企業等と実施した人材交流が 103 名と既に目標を達成している。 ○ 業務運営については、平成 21 年度までの年度計画に設定した数値目標を全て達成している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費は、第 2 期中期目標において、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額）を 6%程度削減することとしているが、平成 21 年度までの達成状況は約 4.8%の削減（初年度の当該経費相当分に 4 を乗じた額に対する 18～21 年度の合計）となっており、中期目標の達成に向けて着実に取り組んでいる。 ・ 業務経費は、第 2 期中期目標において、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額）を 2%程度削減することとしているが、平成 21 年度までの達成状況は約 3.6%の削減（初年度の当該経費相当分に 4 を乗じた額に対する 18～21 年度の合計）となっており、中期目標を達成できる見込みである。 ・ 人件費は、第 2 期中期目標において、第 1 期中期目標期間の最終年度予算に対して本中期目標期間の最終年度までに 5%以上削減することとしているが、平成 21 年度においては 13.9%の削減（第 1 期中期目標期間の最終年度予算に対して）となっており、中期目標を達成できる見込みである。
---	--

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項>

- 社会ニーズに対応するための研究開発の戦略的・重点的な実施、研究実施過程における措置については、空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発、混雑空港の容量拡大に関する研究開発、予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発の3つの重点研究開発分野を設定して戦略的かつ重点的に研究開発を実施することより、行政施策に直結する高い研究成果をあげるとともに、運航事業者に対する出前講座等において把握した社会ニーズや中長期的な観点から研究所独自に策定した「研究長期ビジョン」に基づく研究開発課題を選定している。
 - ・ RNAV（広域航法）における航空機同士の衝突確率を算出・評価する手法を開発し、航空局がRNAV経路を設計する際の安全性評価に活用。航空局は、平成22年度末までに主要路線に、23年度末までには主な地方路線に整備する計画。
 - ・ 羽田、成田空港の容量拡大に不可欠な空港面の航空機監視システムの構築・評価を実施。航空局は平成21年度に両空港へ導入。
 - ・ GPSを用いた衛星測位の性能に大きな影響を及ぼす電離層の影響を軽減するアルゴリズム及びシステム構成を開発し、電離層環境が厳しい我が国における衛星航法を利用した精密進入の実現に貢献。
- 共同研究、受託研究等については、中期目標において、共同研究36件以上、受託研究90件以上、研究者・技術者の交流会等30件以上実施することとしているが、平成21年度までに実施した共同研究、研究交流会はそれぞれ62件、33件と既に目標を達成しており、受託研究も平成21年度までの4年間で80件実施しており、中期目標の達成に向けて着実に取り組んでいる。
- 研究成果の普及、成果の活用促進等については、中期目標において、査読付論文を80件以上提出、国際会議等における発表を240件以上実施することとしているが、平成21年度までの実績は、査読付論文は119件提出、国際会議等における発表は262件と既に目標を達成している。

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人電子航法研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	研究開発業務			
事務及び事業の概要	交通の安全確保とその円滑化を図るため、航空交通管理システム等に係る研究開発を行うことにより、国（航空局）が実施する航空管制業務等について技術的側面から支援する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	1 7 億円 (▲ 1 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2 1 億円 (▲ 1 億円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	97 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①自己収入の拡大 研究成果の利活用を促進するための取組により、<u>民間等からの受託、特許等の知的財産権収入、競争的資金等による自己収入の更なる拡大を図る。</u>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて 2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し (4) 自己収入の拡大]</p> <p>②研究開発の戦略的かつ重点的な実施 今後も民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定する。また、羽田や成田空港等の更なる機能強化等、迅速かつ確かな解決が求められる課題や、安全性の確保等の極めて重要性の高い課題を重点的に実施するとともに、将来を見据えた一層戦略的な研究開発を実施する。</p> <p>③外部との連携強化 当研究所が専門とする分野以外の基盤的技術も活用して研究成果の質を高めるため、大学や民間等との交流や共同研究を一層推進し、連携強化を図る。</p> <p>④国際活動の推進 当研究所が開発した我が国独自の技術を国際標準へ反映させるため、国際機関における活動への参画を一層推進し、中心的な役割を果たす。また、我が国に隣接する国との間の航空管制の連続性確保を目指して、特にアジア地域の研究機関、航空関係者等との技術交流を進め、当該地域への新技術の円滑な導入に貢献する。</p>			
備考〔補足説明〕	本事業は、航空管制官及び航空機の運航全般にわたる幅広い専門知識や、実験用航空機等の試験施設を必要とする専門的なものであり、かつ、活用分野が国で行う管制業務に限定されていることから、民間において類似の事業を行っている主体は見当たらず、また他の独法等においても実施されていないことから、他の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある。			

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—
---------------------------------	---

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人電子航法研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>当研究所の研究開発に不可欠な飛行実験については、引き続き岩沼分室を拠点として効率的かつ効果的に実施する。</p>	<p>今後も民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定する。</p>	<p>今後も、研究開発の事前評価等により当研究所が実施する必要性を厳格に審査するとともに、内外における研究開発動向を的確に把握することにより、他の独立行政法人等との重複を排除する。</p> <p>また、羽田や成田空港等の更なる機能強化等、迅速かつ確かな解決が求められる課題や、安全性の確保等の極めて重要性の高い課題を重点的に実施するとともに、将来を見据えた一層戦略的な研究開発を実施する。</p> <p>更に、当研究所が専門とする分野以外の基盤的技術も活用して研究成果の質を高めるため、大学や民間等との交流や共同研究を一層推進し、連携強化を図る。</p>	
備考〔補足説明〕	<p>東京事務所、海外事務所、研修施設は設置していない。</p> <p>岩沼分室は、実験用航空機を用いた飛行実験及び空港内地上実験を実施するための重要施設であり、当研究所の業務に不可欠である。また、仙台空港よりも研究所本所の近くで、飛行実験の要件を満たす空港がないことなどから、岩沼分室を存続し、活用すること</p>	<p>当研究所は、航空交通の安全確保とその円滑化を図るため、国が実施する航空管制等の航空保安業務について航空交通管理システム等に関する研究開発を通じて支援する法人である。</p> <p>本事業は、航空管制及び航空機の運航全般に亘る幅広い専門知識や、実験用航空機等の試験施設を必要とする特殊かつ専門的なものであるが、民間においてそのような知見、施設等を有</p>	<p>当研究所は、国が実施する航空管制等の航空保安業務について、技術課題を解決するための研究開発を行う我が国唯一の法人である。他の独立行政法人等においては、航空管制及び航空機の運航全般にわたる専門性と実験施設を有しておらず、航空保安業務に新たに導入する技術の開発・評価は行われていない。</p> <p>なお、他機関との重複を排除するた</p>	

	<p>が最も合理的かつ効率的である。</p> <p>なお、これまでも複数の飛行実験を同時に実施することによる運航経費節減や人員削減等の効率化を実施してきたところ。</p>	<p>する機関は存在していない。本事業について、民間が専門性を広範に保持しつつ継続的に研究開発を行うことは、技術面のみならず、採算性の観点も含め極めて困難である。</p>	<p>め、新規の研究開発を開始するにあたっては、当研究所が実施する必要性、内外の研究動向等について事前評価（内部評価及び外部評価）を行った上で、他機関において実施していない課題を採択しており、評価結果は HP にて公表し、外部検証を可能としている。</p>
--	---	---	--

法人名	独立行政法人電子航法研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>—</p>			
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>平成18年4月1日から非公務員化の措置済み。</p>			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人電子航法研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>保有する資産は、電子航法研究所が業務を行う上で日々実際に活用されている資産であり、引き続き保有し、適切に管理して行く必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>今後も研究成果の利活用を促進するための取組により、民間等からの受託、特許等の知的財産権収入、競争的資金等による自己収入の更なる拡大を図る。</p>	
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>当研究所が現在保有している実験施設、建物等の資産は、研究開発業務に不可欠である。保有する固定資産は利用状況を毎年調査しており、平成21年度において問題は確認されていない。</p>	<p>電子航法研究所に關係法人はない。</p>	<p>＜これまでの取組等＞ 民間等からの受託を増やすため、研究発表会、出前講座の定期的な開催や展示会への出展等の広報活動を強化している。また、競争的資金の積極的な獲得を進めているほか、平成21年度より、他主体からの資金を受け入れる共同研究を実施している。更に、特許の活用を促進する取り組みについては、特許情報をデータベース化して管理体制を強化するとともに、外部の専門家（大学の技術移転機関）を活用し、知的財産戦略を強化している。</p>	

法人名	独立行政法人電子航法研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	的確な予算執行管理、計画的な人材育成、外部人材の積極的な受入等の取組を引き続き実施し、更なる管理運営の適正化を図る。	研究開発評価の厳格な実施、内部統制に係る活動内容の充実等、事業の審査、評価に係る取組を強化し、事業の実効性を更に向上させる。	今後もアウトソーシングすべき業務について継続的な検討を行い、その活用等によって管理業務の効率化に努める。	
備考〔補足説明〕	<p><これまでの取組等></p> <p>予算の執行管理について、中期計画最終年度の平成22年度末において、一般管理費については6.2%（目標6%）、業務経費については3.9%（目標2%）の削減を達成する見込み。また、人件費の削減についても、22年度末において、17年度比で8.8%（目標5%）の削減を達成する見込み。</p> <p>法人の管理運営については、研究項目毎に具体的な作業内容と実施時期を年度当初に設定し、役員が四半期毎に進捗状況を点検して指示することでガバナンスの強化を図っているほか、研究員のキャリアパスの構築を図るため「人材活用等に関する方針」を策定し、効果的な人材育成や能力発揮のための環境形成を進めている。</p> <p>また、当研究所が専門としない技術を活用する研究開発に関して、当該技術を有する大学、民間等からの客員研究員及び任期付研究員の受け入れを積極的に実施している。</p>	<p><これまでの取組等></p> <p>研究開発課題の評価について、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月内閣総理大臣決定）に基づき、事前・中間・事後の各段階で外部有識者により構成する評議員会における外部評価を受けるとともに、評議員の指摘・意見及び指摘に対する措置状況を外部評価報告書として研究所ホームページで公表する等、法人の適正な運営の確保を図る取組を行っている。</p> <p>また、内部統制に係る取組として、監事による監査とは別に内部監査規程に基づく監査を22年度より実施し、課題抽出から改善までのPDCAサイクルを構築している。さらに、契約監視委員会においては、契約状況の点検・見直しを行い、その結果を研究所ホームページで公表しているところ。</p>	<p><これまでの取組等></p> <p>実験用航空機の整備・運航、施設の清掃、公用車の運転業務等について、民間事業者に委託し、ホームページの維持管理業務も派遣職員で対応するなど、コストを削減しつつ業務の効率化を図っている。</p>	

法人名	独立行政法人電子航法研究所	府省名	国土交通省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	給与の振込については、国の基準に準じ、 <u>原則1口座への振り込みとしており、経費の節減と事務の合理化を図っている。</u> 『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』	海外出張旅費については、 <u>国家公務員の規程に準じた運用とし、経費の節減を図っている。</u> 『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の海外出張旅費』	
備考〔補足説明〕			

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人海技教育機構			府省名	国土交通省	
沿 革		【旧海員学校】			【旧海技大学校】		
		昭和14年7月 逓信省 官立海員養成所 設置 昭和18年11月 運輸通信省 海員養成所 移行			昭和20年4月 運輸通信省 海技専門学院 設置 昭和24年4月 運輸省 海技専門学院 移行		
		昭和24年5月 運輸省 海員養成所 移行 昭和27年7月 海員学校と名称変更			昭和27年7月 海技大学校と名称変更		
		平成13年1月 国土交通省 海員学校 移行 平成13年4月 独立行政法人 海員学校 設立 平成18年4月 独立行政法人海員学校と独立行政法人海技大学校の統合により、独立行政法人海技教育機構となる			平成13年1月 国土交通省 海技大学校 移行 平成13年4月 独立行政法人 海技大学校 設立		
中期目標期間		平成18年4月1日～平成23年3月31日					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		5人(2人)	4人(1人)	1人(1人)	201人		97人
年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(案) P
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	2,932	2,818	2,863	2,824	2,621	2,662
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	2,932	2,818	2,863	2,824	2,621	2,662
	うち運営費交付金	2,932	2,818	2,745	2,753	2,509	2,550
	うち施設整備費等補助金	0	0	118	71	112	112
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位:百万円)		3,056	2,960	3,040	3,026	2,832	2,880
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		△332	△334	△338	△339		
	発生要因	平成17年度に廃校処理を行った沖縄海上技術学校の建物及び船舶の評価損・売却損によるものが主な発生要因					
	見直し案						

運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	227	384	524	646		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	3,772	3,310	3,925	3,243	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>授業料の引き上げによる自己収入増加：6,900千円（海技課程養成定員350名の場合の単年度の額であり、毎年の段階的な引き上げ額により変動）</p> <p>海技大学校児島分校の廃止に伴う重要な資産（国庫返納分、金額未定）：土地：26,330㎡、建物：延6,011㎡</p>					
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成21年度実績）	・数値目標に対する達成状況					
	項目	数値目標		達成状況		
関係機関との人事交流	50名以上		21年度までの累計 59名 達成済み			
一般管理費抑制	6%程度		21年度の実績 対18年度予算比 92.6% 順調			
業務経費抑制	2%程度		21年度の実績 対18年度予算比 97.8% 順調			
国家試験合格率	本科	65%	21年度の実績 81.6% 順調			
	専修科	90%	21年度の実績 89.6% 順調			
	海技専攻課程	90%	21年度の実績 91.8% 順調			
就職率	本科	70%	21年度の実績 97.3% 順調			
	専修科	90%	21年度の実績 97.9% 順調			
	海技専攻課程	90%	21年度の実績 100% 順調			
意見交換会の実施	10回/年程度		21年度の実績 31回 順調			
研修の実施	教員	120名以上	21年度までの累計 309名 達成済み			
	事務員等	80名以上	21年度までの累計 104名 達成済み			
研究の件数	50件以上		21年度までの累計 44件 順調			
共同・受託研究	15件程度		21年度までの累計 12件 順調			
研究の公表	論文等	5件程度	21年度の実績 15件 順調			
研究の公表	国内学会等	5件程度	21年度の実績 15件 順調			
研修員の受入	25名程度		21年度までの累計 34名 達成済み			
関係委員会への派遣	80名程度		21年度までの累計 161名 達成済み			
海事思想の普及	25回/年程度		21年度までの累計 223回 達成済み			
人件費の削減	5%以上		22年度末5%削減達成見込み 21年度のラスパイレス指数は96.0であった。			

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海技教育機構	府省名	国土交通省
事務及び事業名	船員及び船員志望者に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授		
事務及び事業の概要	船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,662,549,000 円 (41,517,000 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			2,880,640,000 円 P (48,423,000 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	201人（非常勤職員除く）		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①組織運営の効率化 海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴う重要な財産を適切に処分し、児島清算室を廃止する。 【整理合理化計画：海技大学校の児島分校については、その機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎は廃止する。】</p> <p>②人材の活用 若年船員の即戦力化に向けて、内航海運会社等の知見の活用を積極的に推進するため、内航海運会社等との人事交流を拡大する。</p> <p>③業務運営の効率化 教育管理業務のIT化を推進し、システムを構築することにより、教育管理業務の効率化を図る。</p> <p>④海技教育の実施 内航船員の高齢化、後継者不足による内航船員の不足が喫緊の課題であること、また、最近の海上就職の就職率がともに好調であることを踏まえ、海技課程（本科及び専修科）の養成については、内航船員の需要に即応した適切な規模とするよう柔軟に対応するとともに、そのような対応が可能となる体制を維持する。また、船舶運航実務課程においては、海運会社等業界関係者のニーズに対応するため、教育内容及び規模を見直し、教育の充実を図る。</p> <p>⑤内部統制・ガバナンス 内部統制整備委員会の構成員及び開催回数を見直すことにより、同委員会の体制の透明化・強化を図るとともに、契約監視委員会をさらに機能させる。また、外部講師を招聘し、内部統制・ガバナンスに関する研修を実施することなどにより、内部統制・ガバナンスの強化を図る。</p>		

	<p>⑥自己収入の拡大</p> <p><u>海技課程（本科及び専修科）の授業料については、段階的に引き上げることにより自己収入を拡大する。</u></p> <p>【整理合理化計画：海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。】</p> <p>[事業仕分け第1弾：授業料を段階的に引き上げるとの見直しを行う。]</p> <p><u>また、実務教育の授業料等については、当該教育に係る物件費相当額の徴収を目途として、海運業界の負担能力等を勘案しつつ、適切な見直しを行う。</u></p> <p>【整理合理化計画：実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。】</p> <p>⑦施設・設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水海上技術短期大学校総合実習棟建築工事を平成23年度内に完了する。 ・波方海上技術短期大学校の学生寮を新築する。 ・海技大学校の学生寮を改築する。 ・タンカーシミュレータを整備する。 ・海上技術学校等へ機関シミュレータを整備する。
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>① 海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴う重要な財産については、国の処分方針の決定を待って重要な財産（土地、建物等）の処分を進めることとしている。それに伴い、児島清算室を廃止することとする。</p> <p>② 内航船社との人事交流は現在も実施しているところであるが、より即戦力のある内航船員を養成するために、現場実態に即した教育の必要性があり、内航船社との人事交流を拡大する必要がある。</p> <p>③ 各校毎で実施している生徒・学生の学籍管理、卒業生管理等の教育管理業務及び本部におけるこれらの情報管理の業務を効率化するために、教育管理業務をIT化し、本部と各校をネットワーク化した教育管理業務システムが必要である。</p> <p>④ 海技課程（本科及び専修科）の入学定員は、スリム化を図るべく、平成23年度から350名に縮減することとしている。これは、統合後の第1期中期に向けての見直し作業を実施した平成16年頃の海事関連の求人倍率及び就職率が低調であったことによるが、平成17年度以降、求人倍率は2～4倍程度へ、また、就職率についても大幅に上昇しており、平成21年度の海事関連就職率は、海上技術学校、同短期大学校ともに97%を超えている状況にある。（下表、グラフ参照）</p>

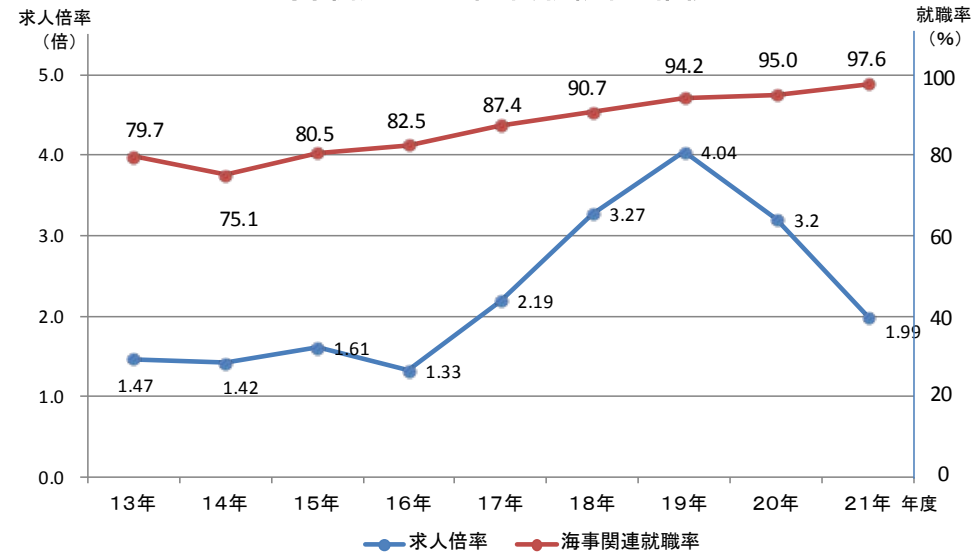
その後、交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会の答申（平成19年12月）において、内航船員の将来見通しを試算した結果、内航船員は高齢化と後継者不足により、10年後には4500人の船員不足が生じると試算されている。

そのため、国内の産業基礎物資の8割を輸送する内航海運を支えるためには、内航船員の需要に即応して船員を供給する必要がある、供給不足に陥らないよう十分な養成定員を確保するため、柔軟に対応する必要がある。

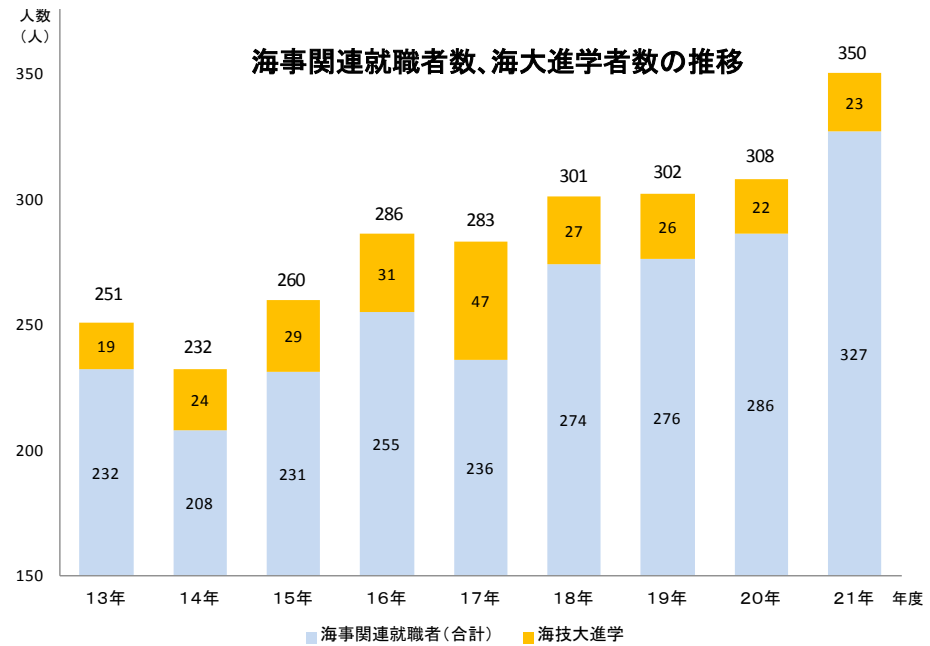
海事関連就職者数等の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
就職希望者 (人)	291	277	287	309	270	302	293	301	335
海事関連就職者 (人)	232	208	231	255	236	274	276	286	327
海技大学校進学者 (人)	19	24	29	31	47	27	26	22	23
海事関連就職率 (%)	79.7	75.1	80.5	82.5	87.4	90.7	94.2	95.0	97.6
海事関連求人数 (人)	429	393	463	410	591	988	1184	962	667
海事関連求人倍率 (倍)	1.47	1.42	1.61	1.33	2.19	3.27	4.04	3.20	1.99

海事関連の求人倍率、就職率の推移



海事関連就職者数、海大進学者数の推移



⑤ 内部統制整備委員会は、平成21年3月に立ち上げられ、その委員は理事長以下9名の本部役職員及び8名の各学校長となっている。今後、委員の構成及び開催回数を見直すことにより、同委員会の機能をさらに強化する。

⑥ 海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料については、事業仕分けの結果を踏まえて、平成22年度入学生の授業料を、1000円引き上げて、月額6000円としている。第2期中期目標期間においては、公立の高等学校の水準とすることを目標として、毎年、授業料を月額1000円引き上げることとする。

⑦ 施設・設備の整備

・清水海上技術短期大学校総合実習棟建築工事の計画変更

総合実習棟建築工事については、平成20年度から3カ年計画で建築工事を実施していたところであるが、同棟へ設置する大型訓練機材である操船シミュレータの詳細設計が遅れていることから、工事期間を3カ年から4カ年へと変更したものである。操船シミュレータの詳細設計については、すでに目途がたっており、平成23年度中に同実習棟を完成することとしている。

・波方海上技術短期大学の学生寮新築、海技大学の学生寮改築

波方海上技術短期大学の学生寮は、昭和48年竣工（築37年）であり、老朽化が進んでいる。特に、コンクリート部分の亀裂も多く、雨漏りが発生している状況である。また、収容能力も不足しているため、次期中期において、3カ年計画により新築したい。

また、海技大学の学生寮についても、昭和41年竣工（築44年）であり、雨漏りがあるなど、老朽化が進んでいるため、改築する必要がある。

・タンカーシミュレータの更新

タンカーの構造については、海洋汚染防止条約の改正により、2015年までにシングルハル（一重構造）からダブルハル（二重構造）にすることとされており、すでに、日本船社のほとんどはダブルハル化に移行済である。このため、タンカーシミュレータもダブルハルに対応したシミュレータに更新する必要がある。

・海上技術学校等機関シミュレータの更新

現在のシミュレータは、平成14年に設置したノートパソコンを主体としたシステムであるが、老朽化により故障が多発している。さらに、製造メーカーが日本から撤退し、修理困難な状況にある。このため、実習等に多大な支障を生じており、船舶において日々進化するマリンエンジニアリングに対応するために、ソフトウェアの進展を踏まえた最新のシミュレータ設備に更新する必要がある。

	<p>【廃止、民営化した場合に生じる問題点】 優秀な船員を養成するためには、多数の教員や実習設備が不可欠であることから、長年に亘って多額の費用を要する。事業を廃止し、民間企業に船員教育を委ねた場合、学生の経費負担の大幅な増大につながり、船員志望者の大幅な減少をきたすおそれがある。また、採算性がとれなければ撤退されることとなり、安定した優秀な船員の供給ができなくなる。その場合、安全な海上輸送の確保が困難となり、国民経済の発展や国民生活の安定を図ることができなくなるおそれがある。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施の場合に生じる問題点】 各船員教育機関の教育対象者、教育目的、教育内容等は明確に異なっていることから、教育カリキュラム、教育用の機材・設備、教官に必要な資質、さらに設置場所も異なり、現行の分担関係において、船員教育は最も効率的に行われているところである。このため、他法人等への移管・一体的実施による効果はほとんどない。むしろ、移管等により、組織内に教育システムが混交することとなり、現場に混乱が生じ、又は意志決定の迅速性が損なわれるおそれがある。</p> <p>【他の事務及び事業等の統合】 海技教育機構の事務及び事業は一つであり、他の事務及び事業はない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>授業料の引き上げによる自己収入増加：6,900千円（海技課程養成定員350名の場合の23年度の額であり、毎年 の段階的な引き上げ額により変動） 海技大学校児島分校の廃止に伴う重要な資産（国庫返納分、金額未定）：土地：26,330 m²、建物：延6,011 m²</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海技教育機構	府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴う重要な財産を適切に処分し、児島清算室を廃止する。	以下の理由により具体的措置はない。	以下の理由により、具体的措置はない。
備考〔補足説明〕	国の処分方針の決定を待って、その処分を進めることとしている。また、現在、児島清算室は、専任 1 名、併任 1 名及び再任用 1 名の体制であるが、資産を処分することにより、当該清算室は不要となる。	当該事業は我が国の経済活動・国民生活にとって必要不可欠な船員を養成するため、一定の施設・設備及び教員により教育訓練を実施するものであることから、国が主体となって当法人において実施させる必要がある。	他の独法等において類似の取組を行っている事業はない（我が国においては、内航商船の船舶職員教育（4 級海技士教育）及び船員の再教育の機関は当法人のみである）。

法人名	独立行政法人海技教育機構	府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	措置済みである。		
備考〔補足説明〕	当法人は、非特定独立行政法人である。		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海技教育機構	府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当法人が所有する資産のうち、次の不要資産については、国の処分方針の決定を待って、不要資産の国庫返納等その処分を進めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄海上技術学校の廃校（平成17年3月末）関係 ・ 海技大学校児島分校の廃校（平成21年3月末）関係 	以下の理由により具体的措置はない。	「Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案 ⑥」のとおり。
備考〔補足説明〕	<p>不要資産の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄海上技術学校関係 <ul style="list-style-type: none"> 売払代金 7,140 千円 船舶： 1,890 千円 建物： 5,250 千円 ・ 海技大学校児島分校関係 <ul style="list-style-type: none"> 土地： 26,330 m² 建物： 延 6,011 m² 	当法人における関連公益法人はない。	

法人名	独立行政法人海技教育機構		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	適切な人事管理により、人件費の縮減に努める。	「Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案 ⑤」のとおり。	給食業務等について、外部委託化を拡大する。	
備考〔補足説明〕	人件費については、再任用制度の活用、新規採用の抑制等により、その削減に努める。			給食業務については、5校（小樽校、清水校、波方校、口之津校及び海技大学校）で実施しているが、当該業務を順次拡大する。

法人名	独立行政法人海技教育機構	府省名	国土交通省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	以下の理由により具体的措置はない。	以下の理由により具体的措置はない。	
備考〔補足説明〕	給与の振込については、1口座への振込としている。	海外出張旅費については、国家公務員の規程に準じた運用としている。	

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人航海訓練所			府省名	国土交通省		
沿革	昭和18年 4月 通信省 航海訓練所 設置 昭和18年 11月 運輸通信省 航海訓練所 移行 昭和20年 5月 運輸省 航海訓練所 移行 平成13年 1月 国土交通省 航海訓練所 移行 平成13年 4月 独立行政法人 航海訓練所 設立						
中期目標期間	第1期：平成13年4月～17年3月			第2期：平成18年度～22年度			
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	5人(2人)	4人(1人)	1人(1人)	433人		7人	
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要)P	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	6,780	6,814	6,619	6,283	5,951	6,676
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	6,780	6,814	6,619	6,283	5,951	6,676
	うち運営費交付金	6,654	6,518	6,567	6,283	5,951	5,776
	うち施設整備費等補助金	126	296	52	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	— 900
支出予算額の推移 (単位:百万円)	6,812	6,848	6,652	6,335	6,062	6,676	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	5	114	182	522			
	発生要因	運営費交付金予算の執行残のため					
	見直し案						
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	104	70	137	113			
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	6,855	7,230	7,144	6,741	(見込み)	(見込み)	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	内航用小型練習船の導入による運航経費の節減：168,000千円(平成22年8月時点の燃料価格に基づき大型タービン練習船と比較した単年度の節減額) 訓練受託費等の引き上げによる自己収入増加：10,000千円(単年度の額であり、毎年の段階的な引き上げ額により変動)						

中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)	・ 数値目標に対する達成状況		
	項目	数値目標	達成状況
	教育機関等の人事交流	220 名程度	平成 21 年度までに 239 名、達成済み
	一般管理費の抑制	6%程度	平成 21 年度実績 16%抑制、順調
	業務経費の抑制	2%程度	平成 21 年度実績 11%抑制、順調
	関連機関との意見交換会	15 回(年間)程度	平成 21 年度実績 43 回実施、順調
	実習生による評価	20 回(年間)程度	平成 21 年度実績 26 回実施、順調
	職員研修	500 名以上	平成 21 年度まで累計 847 名実施、達成済み
	独自研究	30 件程度	平成 21 年度まで累計 29 件、順調
	共同研究	25 件程度	平成 21 年度まで累計 26 件、達成済み
	研修員の受入	300 名(15 機関)程度	平成 21 年度まで累計 805 名(19 機関)、達成済み
	海外へ船員教育専門家派遣	5 名程度	平成 21 年度まで累計 39 名、達成済み
	委員の派遣	95 名程度	平成 21 年度まで累計 97 名、達成済み
	国際会議への参画	6 件程度	平成 21 年度まで累計 14 件、達成済み
	論文発表	30 件程度	平成 21 年度まで累計 35 件、達成済み
	学会発表	30 件程度	平成 21 年度まで累計 50 件、達成済み
	人件費の削減	5%以上	平成 18 年度に 7.8%の人件費削減、達成済み 平成 21 年度のラスパイレス指数は 99.1 であった。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人航海訓練所	府省名	国土交通省
事務及び事業名	商船系学生等に対する航海訓練実習		
事務及び事業の概要	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対して、航海訓練所を行うこと。		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	5, 775, 686, 000 円 (△175, 137, 000 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			6, 788, 982, 000 円 P (727, 432, 000 円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	4 3 3 人 (非常勤職員除く)		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①組織運営の効率化 国土交通省成長戦略を踏まえ、船員の確保・育成のための基盤整備を行うため、<u>内航用小型練習船を導入するなど</u>して練習船隊を整備し、これに対応した要員の縮減等を進めることにより、より効率的な組織運営体制を確立する。 【整理合理化計画：内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。】</p> <p>②人材の活用 民間の海運会社等の知見の活用を積極的に推進するため、人事交流等の範囲の拡大を検討する。また、航海訓練を実施するための必要な要員を安定的に確保するために、採用ルート of 拡大を検討する。</p> <p>③航海訓練の実施 S T C W条約の改正、業界ニーズ等に対応して、航海訓練課程及び指導要領を見直す。また、内航用小型練習船を導入するにあたり、若年船員の即戦力化に向けて、効果的かつ効率的な内航船員養成方法を確立する。</p> <p>④内部統制・ガバナンス 内部評価委員会の外部委員を増員し、開催回数を増やすことにより、内部評価体制の透明化・強化を図るとともに、契約監視委員会をさらに機能させることなどにより、内部統制・ガバナンスを強化する。</p>		

	<p>⑤自己収入の拡大 <u>訓練受託費</u>については、<u>段階的に引き上げるとともに</u>、<u>運航実務研修費用の見直し</u>、<u>教科参考資料の市販等</u>により自己収入を拡大する。[事業仕分け第1弾：訓練負担金を段階的に引き上げるとの見直しを行う]</p> <p>⑥施設・設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青雲丸にオンボードシミュレータを搭載する。 ・必要となる新たな訓練に対応するため、電子海図装置、機関室シミュレータ等の訓練機材を整備する。 ・練習船にバラスト水処理装置等の国際規則に対応した設備を整備する。 ・練習船の大規模修繕を実施する。
<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>① 航海訓練所では、船舶職員の資格を取得しようとする学生等に対して、大型練習船による訓練を実施しているところであるが、内航業界における今後の船員不足に対応し、即戦力となる新人船員を効果的に養成するためには、大型練習船に替えて内航用の小型練習船が必要となる。大型タービン練習船「大成丸」を小型練習船に代替することにより、内航船員の効果的な養成を可能とし、あわせて、要員を縮減するとともに、燃料をはじめとする運航経費の縮減を図るものである。</p> <p>② 組織の一層の活性化を図るため、教育機関、海事関連行政機関及び民間海運会社等との間で人事交流等を実施する。特に、内航用の小型練習船を導入するにあたり、内航船員教育を抜本的に見直し、内航船の実態に合わせた訓練を実施するために、人事交流等の範囲を内航船社まで拡大することが必要となる。 また、航海訓練を実施するための必要な要員を安定的に確保するために、採用ルートをこれまでの商船系大学からより広範囲の他の大学等にまで拡大することを検討する必要がある。</p> <p>③ 船員の訓練については、STCW条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）によりその要求基準が定められているが、同条約の改正により、機関室シミュレータを使用してのエンジンルームリソース・マネジメント訓練などの新たな訓練が要求されることになり、航海訓練課程及び指導要領を見直す必要がある。 また、内航用小型練習船を導入するにあたり、就職後、なるべく早期に単独で業務を遂行できる即戦力のある新人船員を効果的に養成するために、内航船員教育を抜本的に見直すことが必要である。</p> <p>④ 既存の内部評価委員会は外部委員3名を含む12名の委員で構成されているが、外部委員を5名程度に増員し、また、開催回数を増加やして内部評価体制の更なる透明化・強化を図り、内部統制・ガバナンスの体制を強化する。</p>

⑤ 訓練受託料については、平成16年度から実習生1人月額3000円の収受を開始した。その後、段階的に訓練受託料を引き上げ、平成22年度は1人月額6000円とすることで協議しているところである。今般、事業仕分け第1弾の結果を踏まえて、毎年、月額1000円の上昇を目標として、段階的に引き上げることとする。

また、その他に自己収入を拡大するため、運航実務研修費用を見直し、引き上げる。さらに、教科参考資料である「帆船操典」を市販、訓練記録簿を有償化する。

⑥施設・設備の整備

・青雲丸オンボードシミュレータ

多種・多人数の実習生に対し、を短期間で効果的な訓練を実施するためには、実習生に十分な訓練機会を提供することが不可欠であり、そのためには、当該オンボードシミュレータが必要となる。

・電子海図装置、機関室シミュレータ等の訓練機材

STCW条約の改正により、新たに、電子海図装置の操作訓練、機関室シミュレータを使用してのエンジンルームリソース・マネジメント訓練が強制化されることになる。そのため、これら訓練を実施するために電子海図装置、機関室シミュレータが必要となる。

・バラスト水処理装置等の整備

2004年に国際海事機関で採択されたバラスト水管理条約（船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約）により、今後、数年間でバラスト水の排水処理基準が段階的に導入される予定であり、これに対応するためバラスト水処理装置を設備することが必要となる。

・練習船の大規模修繕

運営費交付金が年々縮減される一方で、燃料費が高騰したことにより、船舶整備予算が圧迫され、定期的に行っていた整備を最小限に抑制したり、緊急性が低い整備を見送るなどして、第2期中期目標期間を凌いできた。その結果、練習船各船の船体・設備の老朽化が進み運航に支障をきたし始めてきたので、第3期中期目標期間では、これまでの未整備箇所を大規模に整備する必要がある。

【廃止、民営化した場合に生じる問題点】

優秀な船員を養成するためには、多数の教員や練習船等の設備が不可欠であることから、長年に亘って多額の費用を要する。事業を廃止し、民間企業に船員教育を委ねた場合、採算性がとれなければ撤退されることとなり、安定した優秀な船員の供給ができなくなる。その場合、安全な海上輸送の確保が困難となり、国民経済の発展や国民生活の安定を図ることができなくなるおそれがある。さらに、民間企業が船員教育における航海訓練を行うとした場合、学生の経費負担の大幅な増大につながり、船員志望者の大幅な減少をきたすおそれがある。加えて、航海訓練の実施及び練習船の運用には、実績に基づいた高度かつ共通の教育・管理ノウハウが

	<p>必要であるところ、民間企業が個別に実施した場合、航海訓練における一定の水準を維持することが困難となり、結果として日本人船員の健全な教育が損われるおそれがある。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施の場合に生じる問題点】 航海訓練所は、教育対象者、教育目的、教育内容等の異なる多数の船員教育機関の学生等を一元的に受け入れ、国際条約で求められている航海訓練を実施している。このことにより、現行の分担関係において、船員教育は最も効率的に行われているところである。このため、他法人等への移管・一体的実施による効果はほとんどない。むしろ、移管等により、組織内に教育システムが混交することになり、現場に混乱が生じ、又は意志決定の迅速性が損なわれるおそれがある。さらには、多数の船員教育機関の共同利用機関としての中立性・公平性も損なわれるおそれがある。</p> <p>【他の事務及び事業等の統合】 航海訓練所の事務及び事業は一つであり、他の事務及び事業はない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>内航用小型練習船の導入による運航経費の節減：168,000千円（平成22年8月時点の燃料価格に基づき大型タービン練習船と比較した単年度の節減額）</p> <p>訓練受託費等の引き上げによる自己収入増加：10,000千円（単年度の額であり、毎年の段階的な引き上げ額により変動）</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人航海訓練所	府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し(横 1.(2))	事務事業実施主体の見直し(横 2.(1))	重複排除・事業主体の一元化等(横 2.(2))
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	以下の理由により具体的措置はない。	以下の理由により具体的措置はない。	以下の理由により具体的措置はない。
備考〔補足説明〕	当法人は主たる事務所を横浜第2合同庁舎に置き、定係港(基地)である東京港に乗船事務室を、準定係港である神戸港に神戸分室を置いている。東京港及び神戸港では、定期的の実習生が乗下船するため、乗船事務室及び神戸分室は実習生の乗下船の支援や、また、予備品等を補給する場所としての物品管理場所、その他研修場所等に使用している。そのため、これらの施設の利用度は高く、今後とも必要である。	当該事業は我が国の経済活動・国民生活にとって必要不可欠な優秀な船員を安定的に養成するため、練習船及び教員により航海訓練を実施するものであることから、国が主体となって当法人において実施させる必要がある。	他の独法等において類似の取組を行っている事業はない(我が国においては、商船系船員教育を行う機関から委託を受けて効率的・効果的に航海訓練を行う機関は当法人のみである)。

法人名	独立行政法人航海訓練所	府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化		
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>措置済みである。</p>		
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>当法人は、非特定独立行政法人である。</p>		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人航海訓練所	府省名	国土交通省						
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））						
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	練習船隊の見直し、代船建造により用途廃止した船舶の売却代金を保有していることから、独法通則法が改正されたことによって、平成23年度に国庫に返納する予定である。	以下の理由により具体的措置はない。	「Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案 ⑥」のとおり。						
備考〔補足説明〕	<p>国庫返納予定額は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>北斗丸売却額</td> <td>29,400千円</td> </tr> <tr> <td>旧銀河丸</td> <td>85,050千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114,450千円</td> </tr> </table>	北斗丸売却額	29,400千円	旧銀河丸	85,050千円	計	114,450千円	当法人における関連公益法人はない。	
北斗丸売却額	29,400千円								
旧銀河丸	85,050千円								
計	114,450千円								

法人名	独立行政法人航海訓練所		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	適切な人事管理により、人件費の縮減に努める。	「Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案 ④」のとおり。	海運実務に関わる科目のうち、その一部の教育訓練について講師を外部委託する。	
備考〔補足説明〕	内航用小型練習船の導入に対応した要員の縮減を行うほか、定年退職等の後の不補充等により要員の縮減等を進め、人件費の縮減を進める。		教育訓練内容を業界ニーズに対応して改善するため、船舶管理の業務に関する教育訓練について、船舶管理・監督者の専門家を講師として外部委託する。	

法人名	独立行政法人航海訓練所		府省名	国土交通省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	以下の理由により具体的措置はない。	以下の理由により具体的措置はない。		
備考〔補足説明〕	給与は1口座への振込としている。	海外出張旅費については、国家公務員の規程に準じた運用としている。		

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例: 様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人航空大学校			府省名	国土交通省		
沿革	昭和 29 年 7 月 運輸省航空大学校設立 昭和 44 年 4 月 運輸省航空大学校仙台分校設立 昭和 47 年 5 月 運輸省航空大学校帯広分校設立 平成 13 年 1 月 国土交通省航空大学校移行 平成 13 年 4 月 独立行政法人航空大学校設立 平成 18 年 4 月 非公務員化						
中期目標期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日						
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	3 人 (2 人)	2 人 (1 人)	1 人 (1 人)	116 人		22 人	
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要約)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	2, 897	2, 837	2, 876	2, 759	2, 756	2, 643
	特別会計	107	120	—	—	—	—
	計	3, 004	2, 956	2, 876	2, 759	2, 756	2, 643
	うち運営費交付金	2, 888	2, 855	2, 773	2, 660	2, 653	2, 570
	うち施設整備費等補助金	116	102	103	99	103	73
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)	3, 112	3, 074	3, 003	2, 886	2, 883	3, 096	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	0	0	0	0			
発生要因	ファイナンスリース取引による。(平成 21 年度末繰越欠損金合計 661 千円)						
	見直し案	契約期間満了により解消される。(現在のリース物件は 24 年 2 月 28 日で契約期間満了となる。)					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	102	20	65	88			
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	2, 886	3, 043	3, 367	2, 744	(見込み) 2, 754	(見込み) 2, 568	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	・上記の措置を講じることによる国費の節減 : 約▲1 億円						

中期目標の達成状況
(業務運営の効率化に関する事項
等) (平成 21 年度実績)

平成 21 年度における業務実績評価では、業務運営の効率化に関する事項等について、以下のとおり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある [A] と評価されている。

<業務運営の効率化>

- ・常勤職員を中期期間中に 10%程度 (12 名) 削減する目標の達成に向けて、平成 21 年度においては業務の見直しが図られ 2 名の人員削減が行われている。
- ・内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するための人事交流については、中期計画における目標 10%程度を大きく上回る約 18%の人事交流が行われている。
- ・技能審査の合理化や従来の時間ベースから仕上がりベースの技量の見極めへの移行など、シラバスの評価・検討を行うとともに、さらにその結果をシラバスに反映させることにより、教育・訓練業務の効率化と質の向上が図られている。
- ・一般管理費 (人件費、公租公課等所要額計上を必要とする経費等により増減する経費を除く。) の削減については、「本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額 (18 年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額) を 6%程度抑制する」とし、21 年度は、18 年度予算額に対し 18 年度当該経費相当分から 9%程度の抑制計画に対し 12%の抑制が図られている。
- ・業務経費 (人件費、公租公課等所要額計上を必要とする経費等により増減する経費を除く。) の削減については、「本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額 (18 年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額) を 2%程度抑制する」とし、21 年度は、18 年度予算額に対し 18 年度当該経費相当分から 3%程度の抑制計画に対し 12%の抑制が図られている。

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上>

- ・各校毎に航空会社の運航乗務員との意見交換が年 1 回以上実施され、また、全操縦教官に対しての技能審査を各人 1 回実施して、教育技能の向上、標準化等に努めている。
- ・平成 22 年度入学生から段階的に授業料が値上げされることで受験生の減少が懸念されたが、受験者拡大に向けた広報活動や合格基準の緩和等の取り組みにより、より資質の高い 72 名の学生が確保されている。
- ・航空事故処理訓練、訓練機の運航に係る安全監査、外部講師による安全教育がそれぞれ年 1 回開催され安全意識の向上が図られ、各校において安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全確保に係る活動を推進している。また、学生に対する安全教育が、シラバスに基づき飛行訓練開始前 10 時間、飛行訓練開始後 40 時間実施されている。
- ・乗員養成に関する実態調査で得られた成果を募集要項に反映させることにより、受験者数の拡大に向けた取り組み等が行われている他、2010 年 11 月から操縦士養成機関に対して導入が義務付けられる安全管理システムについて、ICAO のマニュアル調査を行い、関係機関への情報提供やその導入に向けた試行を行うなどの積極的な取り組みが行われている。
- ・継続的な広報活動に加え、より効果的な情報提供を可能とするため校内プロジェクトチームによるホームページの改善などに努めるとともに、より資質の高い学生の確保のために、二次試験の合格基準の一部緩和を行うことにより三次試験受験者数の拡大が図られ、また、次年度入学の応募に向けた身長基準の見直しが行われるなど受験生の更なる確保に向けた取り組みが行われている。
- ・航空教室 (12 回→15 回) や市民航空講座 (6 回→9 回) などの活動が計画を上回って実施されており、航空思想の普及、啓発や地域との融和に努めている。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人航空大学校	府省名	国土交通省
事務及び事業名	教育訓練業務		
事務及び事業の概要	<p>航空法に基づく事業用操縦士（飛行機、陸上多発ピストン機及び陸上多発タービン機）の技能証明及び計器飛行証明を取得するための課程を置き、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成している。また、附帯業務として教育の質の向上、効率化の推進を目的とした養成方法及びカリキュラムの改善のための調査・研究、国内外の乗員養成機関等の実態調査・研究並びに支援、航空思想の普及を図るための施設公開等、航空技術安全行政の技術支援等の業務を行っている。</p>		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	26 億円 (▲ 1 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			30 億円 (2 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	116 人（非常勤職員を除く）		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>事業仕分けの結果を受け、航空大学校の教育訓練業務により受益を受けている航空会社から負担を求めるとするとともに、学生の授業料についても段階的に引き上げる等の措置を講じる。 <u>[事業仕分け第 2 弾(前半)評価結果：受益者負担を高めて国費を節減]</u></p>		
備考〔補足説明〕	本年 4 月の事業仕分けにおける議論の結果を踏まえて、所要の措置を講じるもの。		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	・ 上記の措置を講じることによる国費の節減 : 約▲ 1 億円		

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人航空大学校		府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	航空大学校における操縦士養成事業においては、訓練空域が設定されたエリアが限られていることや、それぞれのフライト課程で使用する機材や訓練内容が異なることから、現在、分校を設置している施設及び周辺の空港を最大限活用しており、操縦士養成事業に必要不可欠であるため、宮崎・帯広・仙台の3校で、空港及び訓練空域における操縦訓練を実施する。	本年4月の事業仕分けにおける議論の結果、「受益者負担を高め国費節減」との評価結果が出され、航空大学校による操縦士養成事業の必要性については概ね理解が得られているが、仕分け結果を踏まえて所要の措置を講じる。	他の独立行政法人等で行っている類似の事業はないことから、引き続き航空大学校で操縦士養成事業を実施する。	
備考〔補足説明〕				

法人名	独立行政法人航空大学校		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>—</p>			
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>平成18年4月1日から非公務員化の措置済み。</p>			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人航空大学校		府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	保有する資産は、航空大学校が操縦士養成事業を行う上で日々実際に活用されている資産であり、引き続き保有し、適切に管理して行く必要がある。	—	事業仕分けの結果を受け、航空大学校の教育訓練業務により受益を受けている航空会社から負担を求めるとするとともに、学生の授業料の段階的引き上げ等の自己収入の拡大策を講じる。[事業仕分け第 2 弾(前半)評価結果：受益者負担を高めて国費を節減]	
備考〔補足説明〕	航空大学校が保有している庁舎、格納庫等の施設は、操縦士養成事業を行う上で必要不可欠な資産である。	航空大学校における関係法人は無い。	<p><これまでの取組等></p> <p>受益者負担の拡大については、検討会での取りまとめを受け、航空大学校の授業料を平成 22 年度入学生より段階的に国立法科大学院と同程度まで引き上げることとしている。</p>	

法人名	独立行政法人航空大学校		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	法人の管理運営については、組織全体として取り組むべき重要なものについて、理事会において適宜把握し対応する体制を整備する等、組織管理の強化を図る。	操縦士養成事業の運営等について自己点検・評価等を行うために設置している内部評価委員会において、より客観的な評価を行うために外部委員の参画を検討し、同事業の運営等の透明性・実効性の向上を図る。	第2期中期期間において、教育支援業務（整備業務・運航管理業務）について民間委託を実施している。	
備考〔補足説明〕	<p><これまでの取組等> 業務の効率化により一般管理費及び業務経費について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%及び2%程度抑制する計画に対し、それぞれ9%及び8%程度の抑制を図っている。</p> <p>中期計画期間中に常勤職員の約10%程度（12名）を削減する目標の達成に向け、業務の見直しにより適切かつ計画的な人員配置の取組を行っている。また、役職員の給与について国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適切な給与水準の維持に取り組んでいる。</p>	<p><これまでの取組等> 業務実績について、法人の内部評価及び評価委員会の評価等が行われ、次年度以降の業務に適切に反映を図っている。</p> <p>また、内部統制の取組として、監事監査を実施するとともに、契約事務手続きに係る執行状況を審査するため、監事及び外部委員による契約監視委員会を設置し、契約の適正化への取組みの強化を図っている。</p>	<p><これまでの取組等> 教育業務全般の精査・見直しを行い、整備管理業務及び運航管理業務の一部を民間委託化を図り、人員の削減を図っている。</p>	

法人名	独立行政法人航空大学校		府省名	国土交通省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>給与の振込については、国の基準に準じ、<u>原則1口座への振り込みとしており、経費の節減と事務の合理化を図っている。</u></p> <p>『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』</p>	<p>海外出張旅費については、<u>国家公務員の規程に準じた運用とし、経費の節減を図っている。</u></p> <p>『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の海外出張旅費』</p>		
備考〔補足説明〕				

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人海上災害防止センター			府省名	国土交通省	
沿革	昭和 51 年 10 月 認可法人海上災害防止センター			平成 15 年 10 月 独立行政法人海上災害防止センター	公益法人などの民間主体への移行 を検討中	
中期目標期間	第 1 期：平成 15 年 10 月～20 年 3 月			第 2 期：平成 20 年 4 月～22 年度（期間の延長を検討）		
役員数及び職員数 (平成 22 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
	5 人（2 人）	4 人（1 人）	1 人（1 人）	29 人		13 人
年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	—	—	—	—	—
	特別会計	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—
うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)	1,960	1,888	2,964	3,051	3,085	3,200
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)	2,179	2,234	2,565	2,773		
発生要因 見直し案	当センターは、国からの運営費交付金、施設費等補助金を受けず、民間の利用者等からの手数料収入や寄付金等により運営を行っている。このため、認可法人時代より、内部留保（利益剰余金）を蓄積し、必要な資機材の整備や更新等に充ててきている。					
	引き続き適正な運営に努める。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	—	—	—	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	0	0	0	0	(見込み) 0	(見込み) 0
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)	業務運営の効率化の推進に関する事項の達成状況は以下のとおり。 (1) 一般管理費については、中期目標期間の最後の事業年度において、第 1 期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）比で 9% の削減を目標としていたところ、平成 21 年度には 11.9% に相当する額を削減した。 (2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）					

	<p>等に基づき、平成 22 年度末までに平成 17 年度比で 5%の削減を目標としていたところ、平成 21 年度には 10.3%に相当する額を削減した。</p> <p>(3) 事業費については、中期目標期間の最後の事業年度において、第 1 期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）比で 3%の削減を目標としていたところ、平成 21 年度には 1.0%に相当する額を削減した。</p>
--	--

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海上災害防止センター	府省名	国土交通省
事務及び事業名	防災措置業務		
事務及び事業の概要	船舶海難等に伴う油等の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、 ・ 海上保安庁長官の指示による排出油等防除措置の実施 ・ 船舶所有者等の委託による排出油等防除、消火措置の実施 を行う。		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 円 (0 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			900 百万円 (7 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	7 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	事業仕分けの評価結果に従い、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体を公益法人などの民間主体とすべく、関連法案を早期に国会に提出するとともに、法人の移行にあわせて必要な予算措置を行う方向で検討中。		
備考〔補足説明〕	事業仕分け第 2 弾（前半）において、実施主体は公益法人などの民間主体（事業規模は現状維持）との評価を受けた。		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)			

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海上災害防止センター		府省名	国土交通省
事務及び事業名	機材業務			
事務及び事業の概要	オイルフェンス、油処理剤等の油防除資材、油回収装置等の機械器具及び消防船等を保有し、契約に基づき船舶所有者等に供与する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 円 (0 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,400 百万円 (55 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	5 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	事業仕分けの評価結果に従い、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体を公益法人などの民間主体とすべく、関連法案を早期に国会に提出するとともに、法人の移行にあわせて必要な予算措置を行う方向で検討中。			
備考〔補足説明〕	事業仕分け第 2 弾（前半）において、実施主体は公益法人などの民間主体（事業規模は現状維持）との評価を受けた。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)				

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海上災害防止センター	府省名	国土交通省
事務及び事業名	訓練業務		
事務及び事業の概要	研修所、油防除訓練施設及び消防演習場を保有し、タンカー等の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者（消防職員）等を対象とした各種講習及び実働訓練を行う。		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 円 (0 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			600 百万円 (59 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	8 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	事業仕分けの評価結果に従い、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体を公益法人などの民間主体とすべく、関連法案を早期に国会に提出するとともに、法人の移行にあわせて必要な予算措置を行う方向で検討中。		
備考〔補足説明〕	事業仕分け第2弾（前半）において、実施主体は公益法人などの民間主体（事業規模は現状維持）との評価を受けた。		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)			

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海上災害防止センター	府省名	国土交通省
事務及び事業名	調査研究業務		
事務及び事業の概要	油等の海上への排出や海上火災が発生した場合の措置に必要な機械器具及び油防除資機材の開発のほか、これらを使用した防除技術の調査・研究を行う。		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 円 (0 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			300 百万円 (▲ 6 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	2 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	事業仕分けの評価結果に従い、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体を公益法人などの民間主体とすべく、関連法案を早期に国会に提出するとともに、法人の移行にあわせて必要な予算措置を行う方向で検討中。		
備考〔補足説明〕	事業仕分け第 2 弾（前半）において、実施主体は公益法人などの民間主体（事業規模は現状維持）との評価を受けた。		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)			

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海上災害防止センター		府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
<p>組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）</p>		<p>事業仕分けの評価結果に従い、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体を公益法人などの民間主体とすべく、関連法案を早期に国会に提出するとともに、法人の移行にあわせて必要な予算措置を行う方向で検討中。</p> <p>[事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：実施主体は公益法人などの民間主体（事業規模は現状維持）]</p>		
<p>備考〔補足説明〕</p>			<p>他の独立行政法人等との重複はない。 なお、事業仕分けにおいても「事業規模は現状維持」とされている。</p> <p>[事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：実施主体は公益法人などの民間主体（事業規模は現状維持）]</p>	

法人名	独立行政法人海上災害防止センター		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>				
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>センターは、非特定独立行政法人である。</p>			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人海上災害防止センター		府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等） （横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係 の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</p>				
<p>備考〔補足説明〕</p>		<p>センターには関係法人が存在 しないため。</p>	<p>センターは、運営費交付金等によら ず、自己収入で業務を実施してい る。</p>	

法人名	独立行政法人海上災害防止センター		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p style="text-align: center;">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</p>				
<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>センターの運営についての費用を負担する出えん者、利用者等の意見を踏まえた管理運営を行うために各事業ごとに設けられている専門委員会における審議の充実を図っている。</p>	<p>センターの運営についての費用を負担する出えん者、利用者等の意見を踏まえた管理運営を行うために各事業ごとに設けられている専門委員会における審議の充実を図っている。</p>	<p>センターは、防除資機材の維持管理や運搬、油等防除措置実施時における作業船の運航等、必ずしも自ら実施する必要のない業務についてはアウトソーシングしており、必要最小限の職員数で業務を遂行している。</p>	

法人名			府省名	
見直し項目				
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>				
<p>備考〔補足説明〕</p>				

法人名			府省名	
見直し項目				
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>				
<p>備考〔補足説明〕</p>				

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。